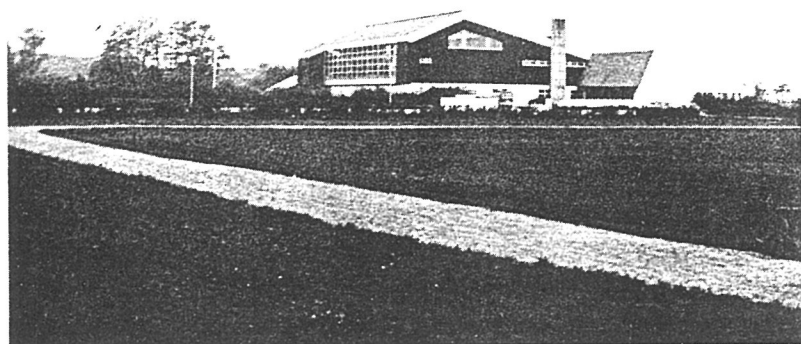


RURAL PLANNING

農 村 計 画

第 5 号



1974. 7 No. 5

農業土木学会農村計画研究部会

農 村 計 画 第 5 号

目 次

農・工業間の土地利用区分の調整	小出 進	1
農村整備に関する施策の状況について	大橋欣治	4
山村振興と観光レクリエーション計画		
一 徳島県丹生谷地区をケーススタディとして一	丸田頼一・西浦 克	25
農村計画研究部会規約		48
役員名簿		48
昭和48年度活動経過		49
部会員名簿		50
加入及び会費について		
編集後記		

注)この号は投稿により構成したものです。御多忙な中から執筆頂いた諸氏に深く感謝します。
この号のテーマは特に設定しなかったのですが結果として「農・工業間の調整問題」、「行政上の諸施策」、「山村振興と観光レクリエーション」という具体性に富んだ報文を集めた形になりました。現実の農村における諸問題を考える際の貴重な助言として役立てて頂けることと思えます。

農村計画研究部会

常任幹事

[表紙 西ドイツNieder-Sachsen 州 Bederkesa の農村レクリエーション施設。
湖畔に設けられたスポーツ公園の一角の温水プールとサッカー場の一部が写っている。]

農・工業間の土地利用区分の調整*

小 出 進**

I 農村への工場進出

最近、農村への工場導入が問題になってきている。

1971年5月に農村地域工場導入促進法が制定され、同年11月に農村地域工場導入促進センターが発足した。土地改良法も1972年5月に改正され、工場用地などの創設換地が出来るようになった。今後なお一層農村に工場が進出してくると予想される。

1. 農村への工場進出の理由

(1) 工業側の理由

イ. 地価問題がある。都市内では工場を拡張しようとしても用地が高くなりできなくなったし、また土地を売る人もいない。

ロ. 都市では労働力の需要が多いので労働者の確保が困難になった。うらがえせば農村では安い労賃で雇用できる。

ハ. 公害問題が出てきて、工場が都市にいられなくなった。

ニ. 近年、高速道路が発達してきて輸送時間が短縮されたので、工場が地方に分散していてもよい状況になってきた。しかし公害、農地縮少等の問題があり相互に色々な条件がでてくる。

2. 農村への工場進出の条件

(1) 工業側の条件

イ. 相対的に工場としての立地条件がすぐれている所で、しかもまとまった広がりのある用地が確保されている。

ロ. 道路、工業用水その他産業基盤の整備がされている。

ハ. 進出工場に対する資金とか税制の優遇措置がある。

(2) 農業側の条件

イ. 農村から土地と労働力だけを提供させるだけで、農業の発展に結びつかない工業主導型の工場導入には反対の立場に立たざるを得ない。

ロ. 農業生産、社会生活基盤の確立を目指した農村整備をすることが重要である。

* S47年11月の第3回研究集会の際の報告

当初は第3号に掲載の予定であったが、筆者の都合によりこの号に掲載する。

** 宇都宮大学農学部

3. 農村への工場導入の問題点（農業生産、社会生活基盤の確立を伴った）

企業側からすれば、資本の論理から当然最大利潤が上る所に立地したいし、労働者も最大利潤を考慮して雇用したい。農村に企業を誘致したから、農民が工場で働けるという単純なものではない。また雇用したとしても、基幹労働力のない農家のことを考えねばならない。公害問題では被害が発生してからでは遅いのであって、地域住民全体の意志を結集しながら計画段階から十分な配慮をしていかねばならない。

3. 用地提供の具体例

(1) 完全な買却方式

この方法が現在一番多いのであるが、最近、買却問題は農村でも難しくなっている。というのは、地価上昇の一途で土地を荒らしておいても持っているほうが得だというような状況である。また土地を売らなくても収入は出稼ぎなどである。土地を売って一時的に大金が入っても、一度に使ってしまったら、物価の上昇がはなはだしくて、貯金をしても実質には財産減となる。そのため自分の土地を売ろうとはなかなか考えない。農民の持っているものは土地だけであり、それによって生活を支えているから売らないのは当然である。その上に、日本の農村には零細な農民が多く、所有地が分散していて一団地の面積が小さい。そこで工場として適合するような相当な広さの土地を買取するには、土地の所有者である何戸かの全員の同意が必要である。一人でも売らない人がいれば、工場の適地であっても買収できなくなる。

(2) 鹿島の開発方式

4分6方式と言って、農家の所有地の4割を提供して工場団地を作り、別に農業団地を作って残り6割の土地を返す計画をたてた。鹿島では農工商全と言うスローガンで、300haの砂丘、山林、畑や水田を大工場団地に変えたわけである。しかし、その工場用地の取得が先行してしまい、農業生産を持続させる農地整備が後まわしになった。また大工場団地ができて地価が上昇したため、代替地としての用地買収が困難になっている。その結果、農業団地が分散したり、6割の土地が確保でき

なくなったりした。また、念書を発行したり、地価上昇のために農業団地が住宅団地になってしまったりして混乱がおこっている。それに、この鹿島方式が現在有名になり、これからはこの方式を実行することは難しくなる。同じような方式は小規模なものとはかくとして、大規模なものは実行できないであろう。

(3) 賃貸方式

栃木県黒磯町のブリジストンタイヤ工場の例をあげて説明する。それは国道4号線脇の土地80haほどを工場に貸している。昭和44年に土地所有者は1年に10a当り年間72,000円の地代を受け取っている。賃貸契約は90年間であり、3年ごとに協議の上で改定することになっている。なお、用地内の建築物の移転には企業側で補償した。現在東北新幹線の駅がすぐ近くにできる予定で農家は72,000円の地代では不満状態にある。賃貸(貸付)方式では、企業側はその土地を借金の担保にすることはできないが、少ない資金で用地が確保される。農家には地代が毎年はいってくるし、このはげしい地価上昇の中で所有が続くという魅力はある。しかし、契約時はよいとしても年数を経るにしたがって借地権を持つ工場の力が強くなり、借地料を物価上昇に比例して値上げをしようと思っても非常に難しくなる。現在のそのような物価上昇のもとでは、最初から借地料値上げに対して十分な保証を得ておく必要がある。また企業が倒産するか、または一方的に契約を破棄することがおこれば新しい貸主を捜そうとしても簡単には見つからない。元の農地にもどそうとしても多額の投資が必要となる。

(4) 市町村有地の提供

これは各地で見られる。学校を統合してあいた敷地を工場用地にしたり農業構造改善で作った畜産センターを工場にした例がある。しかし、市町村有地には限度があり、一般的なものではない。

(5) 創設換地(改正土地改良法による)による取得

これは圃場整備をおこなう際に地区内から土地提供者を募って、その土地を創設換地によって集めて工場用地や施設用地にする。零細で分散した土地所有であっても土地を売りたい人の農地を換地処分により集められる。すなわち、零細分散土地所有の中でも工場用地や施設用地を捻出できるわけである。

II 土地改良法の改正

1. 土地改良法の改正点

1972年5月の土地改良法の改正には次の3点が重要なことである。

(1) 創設換地

従前地がなくても換地を定めることができる。ただし、その用地は工場用地、公共用地、農業協同施設用地等に限定されており、その取得者も土地改良区、市町村、農協などに限定されている。

(2) 異種目換地

農用地に対してたとえば換地として宅地を交付するというように、従前地と異った地目の土地が換地される。創設換地では所有者が変わるが、異種目換地では所有者はかわらない。土地を貸す場合はこの方法を使うことができる。

(3) 飛び換地

換地処分は大面積を一時にできないので、換地区に分けて換地をおこなっている。今回の改正で換地区のちがう土地でも換地ができる、工場などの広面積の土地を創設換地する場合、その用地を含む換地区だけでは農地への換地配分面積が不足するので他の換地区との飛び換地が必要となってくるわけである。

以上の改正により、一応圃場整備などで工場用地の捻出ができるか、多くの問題が残っているので、次にそれを指摘する。

2. 創設換地等による工場導入の問題点

(1) 減歩の問題

イ、工場用地を土地提供者から買収することになるが、その工場(企業)のために幅員の広い道路が必要となる。この中の広い道路を地区内の全農家から共同減歩して負担するとすると矛盾している。というのは農業としては必要のない道路だからである。舗装についても同じことが言える。

ロ、台帳地積と実側地積との間では差があり、台帳地積の方が少ない。この縄延び分を公共用地や工場用地に当てないようにする必要がある。

(2) 工場が進出して来るまでの中間措置の問題

イ、土地改良法では工場をすぐに建てることを原則としている。しかし、用地を造成したからすぐに買却できるとは限らない。そこでその間をどのようにしておくか問題である。

ロ、道路も工場のためには巾の広いものが必要であるが、工場が進出して来るまでは必要がない。

ハ、売れるまで耕作することも考えられるが、それにはトラクターなどの資本装備が必要であり、しかも工場が来た時には不用になる。

(3) 公害の問題

開発銀行の調査によると、工場が農村へ来る理由は第1が公害である。しかも、実際農村に進出して来た企業は過半が零細である、町を追われた零細な公害企業が農村に出てくるという不安がある。零細企業では資本が不

足しており公害対策が不備になる恐れがある。

(4) 農家への配慮が必要

イ. 工場用地を捻出したため土地が減る、それでも農業ができるように配慮が必要である。

ロ. 農民が生活できる対策（生産だけでなく）が必要である。

(5) 同意の問題

工場用地の創設換地は農民の同意を得た地積の範囲内に限られている。だから工場用地を捻出するには地区内からの提供者を募っていかなければならない。しかし、農地を売ろうとする考えは農家には少ない。

(6) 補償とか買収の問題

農地内の道水路の用地は共同減歩であり、それには補償がない。一方、工場用地や集落内道水路等のための減歩には買収する（正式には清算金）。同じ事業の中の減歩に対して無償のものと有償のものとの区別があるので混乱をおこす可能性がある。

(7) 飛び換地の問題

土地改良法では換地区間の飛び換地をおこなうには、両区の換地処分と知事への届出登記を同時に行なわなければならない。でないとも年度ごとに登記等の所有地積に増減があって不都合になるおそれがあるからである。したがって、飛び換地の関係区の工事が終了するまで換地処分ができなくなり、換地処分がおくれる。

(8) 建築規制の問題

日照の問題がある。農地に工場など高いものは建てると農作物に被害をあたえる場合がある。

(9) 農業及び農地又は農業団地における問題

イ. 大工場団地が出来ると宅地の需要が伸びて、農業を続けたいと思っても、農業団地の中に住宅がたつて混乱することがある。

ロ. 工場が導入されると地価の高い所が出来て、地価に差が表われる。

ハ. 工場用地以外に従業員の宅地とか、大工場であれば下請け工場用地が必要である。人口が増えれば学校用地のような公共用地が必要となる。

ニ. 工場を建設する時には建設労務者の飯場とか飲食店が建つのである。特に圃場整備が完了した農地は道路があるのでそのようなものがたちやすい。農地転用ができないといっても、無視してたてる。

ホ. 換地による移転の距離が大きいと地目が変わって、従来からやってきた水田経営や畜産経営が出来なくなることがある。

ヘ. 農用地整備の方がおけると、他の職業に勤めてしまつて農業経営に対する意欲がなくなり、農地をくずす原因となる。

ト. 地力がなく農業にはあまり適さない土地が農業用の代替地となるおそれがある。そのことが農業を放棄させるおそれがある。

チ. 道路網が早く完備すると、そこには地価が上って土地の提供者がなくなるおそれがある。

リ. 農業団地の中に幅員の広い道路が通過すると車の交通量が多くなる。またその地区は商業や工業が適地になり、農業団地がくずれる。また、畜産団地を作れば周囲に公害問題がある。

(10) 土地買収費の問題

工場用地の買収費をどのように見積って行くかに問題がある。工場や公共用施設ができればその付近の地価は従来の農地よりは上る。したがって、農地としての価格で創設換地に応ずれば農家は損をする。

む す び

1972年の土地改良法改正により、農業の基盤整備とあわせて、工場用地を捻出する方法を技術的に解説した。

しかし、農業にとって、農用地は必須のものである。工場を導入しても農家を雇用してくれないのは農家は熟知している。また、環境アセスメントをしたから、公害はないと言われても農家は信用するものではない。それにもかかわらず、圃場整備のさいに工場を導入する地区がある。筆者は岐阜県巣南町と山梨県都留市で、実際に事業を行なった地区を調査した。その農家は、その理由として、

(1) 工場用地に売った金で、土地基盤整備ができる。農家が金を出さなくても、良い農用地になる。

(2) 普通の圃場整備では補助金がいづ交付されるかわからない。すなわち、土地を売ってまで、土地整備を速く完了したいというのである。

世界的な食糧危機が、しのびやかに、おそってくるなかで、わが国は農地がつぶれる一方である。圃場整備のさいに工場用地を捻出するのは、とりやめるべきではないか。そして、農地が減っても、圃場整備を進めようとする農家の熱意をくみとり、基盤整備の補助率を高めるべきである。また、農家が速く整備できるように、土地改良予算を大幅に増額すべきである。

農村整備に関する施策の状況について

* 大橋 欣治

I 農村整備関係施策の現状

農村整備の定義なり解釈については定まったものがない、従って農村整備関係の施策といってもその範囲については不定である。ここではとりあえず、農村地域における従来からの土地改良事業や農業構造改善事業等のような農業生産対策にとどまらず、農村の生活環境整備を行なうような施策をとりあげることにし、参考にそれらの概要を紹介する。

1 農村整備関係事業の概要

(1) 特定地域の総合整備

- (ア) 過疎対策 別紙 1
- (イ) 山村振興 別紙 2

(2) 一定地域の生産基盤と生活環境の総合整備

- (ア) 農村基盤総合整備パイロット事業 別紙 3
- (イ) 農村総合整備モデル事業 別紙 4
- (ウ) 農村施設等総合整備事業 別紙 5

(3) 農村生活改善および集落整備

- (ア) 農山漁村生活環境整備指導事業 別紙 6
- (イ) 生活プロジェクト実験集落整備事業 別紙 7
- (ウ) 生活プロジェクト基礎集落圏整備実験事業 別紙 8
- (エ) コミュニティ(近隣社会)対策 別紙 9
- (オ) 集落再編モデル事業 別紙 10

(4) 広域圏の整備

- (ア) 広域市町村圏振興整備 別紙 11
- (イ) 地方生活圏整備 別紙 12
- (5) 都道府県単独の生活環境整備事業 別紙 13

2 農村環境整備関係融資制度の概要

(1) 国が助成している農村環境整備関係融資制度

別紙 14

(2) 都道府県単独の農家生活改善資金

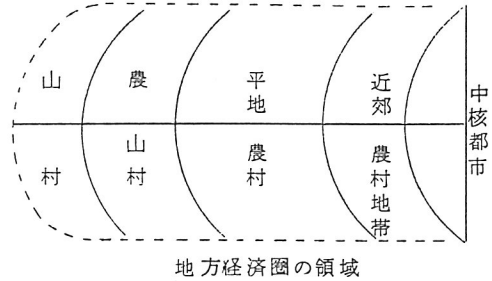
別紙 15

II 市町村の類型化の例

1. 経済地帯別類型

農林省の農林統計において区分されているもので、農業生産活動のタイプによる地域区分というよりは、むしろ農業生産活動が行なわれる空間が、地方経済圏の展開のなかでどのような位置をしめているかを示すことに重点をおいた地域区分である。

その地方経済圏の領域は上図のようである。また区分の基準指標は第 2-1 表のようである。



その区分に基づく市町村数、面積、人口は第 2-1 表のようである。

これによると「都市近郊」市町村は全国の約 20%弱、面積で 15% (耕地面積では 20%) 人口で 70%弱を占め、農業上無視できない地域である。

「平地農村」市町村は全国の約 30%弱、面積で 20% (耕地面積では 40%)、人口で 15%を占め、農業の側面からみて最も中心を占める地域である。

「農山村」市町村は全国の約 30%強、面積で 30% (耕地面積では 30%)、人口で 14%を占め、農業の側面からみて平地農村に次ぐ重要な地域である。

「山村」市町村は全国の 20%、面積で 30% (耕地面積では 10%)、人口で 5% 「都市近郊」市町村と比較し、その市町村数はほぼ同じに対し、面積は約 2 倍 (逆に耕地面積は 1/2)、人口は 1/10 以下と顕著な特色がみられる。

(2) 立地機能別類型

西ドイツにおいては各種の方法により市町村の類型区分がなされているが、そのなかで、農政社会研究所の就業人口構造と立地機能による区分の方法に日本に適応してみた。その区分の基準は下図および第 2-2 表のようである。

* 農林省構造改善局計画部技術課

第2-1表

経済地帯別類型に基づく市町村数等

昭和45年

		都市近郊	平地農村	農山村	山村	計
市町村数	北海道	16(7)%	84(39)%	62(29)%	53(25)%	215(100)%
	都府県	613(20)	832(27)	1,028(34)	586(19)	3,059(100)
	全国	629(19)	916(28)	1,090(33)	639(20)	3,274(100)
面積 (千km ²)	北海道	5.5(7)	21.4(27)	31.2(40)	20.4(26)	78.5(100)
	都府県	47.9(17)	48.0(17)	100.0(35)	94.0(32)	289.8(100)
	全国	53.4(15)	69.4(19)	131.1(36)	114.4(31)	368.3(100)
人口 (万人)	北海道	252(49)	131(25)	76(15)	59(11)	518(100)
	都府県	6,678(68)	1,424(14)	1,343(14)	409(4)	9,853(100)
	全国	6,930(67)	1,555(15)	1,420(14)	468(5)	10,372(100)
類型区分の基準指標						
	耕地率		30%以上	10~30%	10%以下	
	林野率		50%以下	50~80%	80%以上	
	専業農家率	(農家率) 30%以下	40%以上	40%以上		
	林業兼業農家率			5~10%	10%以上	
	第2次産業就業人口率	20%以上				
	鉱工業人口指数	50%以上				

- (注) 1. 経済地帯区分は農林統計に用いているもの
 2. 市町村数は45年10月1日現在のもの(秋田県大湯村、東京都小笠原村を含まない)
 3. 面積、人口は国勢調査結果のもの
 4. 鉱工業人口指数は第2次産業就業人口/第1次産業就業人口
 5. 参考文献:農林省統計調査部「農林統計に用いる地域区分」(4.6.7)
 “ 「経済地帯別統計」
 (4.7.2)

これによる市町村数、人口の分布は第2-2表のようである。これを西ドイツの場合と比較してみるに当って、西ドイツと日本の市町村の規模等を比較すると、第2-3表のようで面積、人口とも西ドイツの市町村は日本のおおむね $\frac{1}{10}$ 程度で非常に小さい(日本の旧町村よりも更に小さい)。

従ってきめのこまかい分析結果がでるのに対し、日本では市町村合併が進んだため、きめのあらい(例えば京都のような市の場合人口集中地区がある一方過疎、山村的な地域も同時に含まれているものの統計上管理市町村として一括されてしまう)結果がでている。従って両者の単純な比較はそれ程意味がないが、

大きな相違点を見てみると

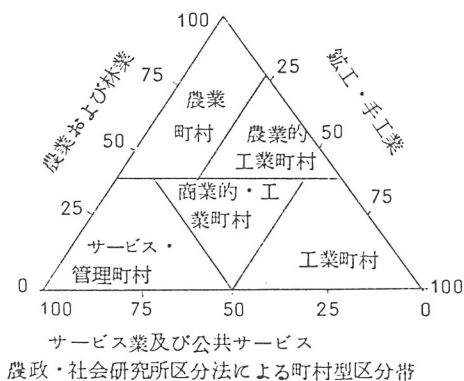
ア 日本では農業市町村の割合が60%弱を占め、西ドイツに比べ非常に多い

イ 日本では工業市町村の割合がわずか5%にすぎず、西ドイツに比べ非常に少ない。

ウ 日本では逆に商業的工業町村の割合が西ドイツに比べ大きい。

エ 日本では管理市町村の割合がわずか6%で、人口は33%を占めているのに対し、西ドイツでは市町村数、人口とも全体に占める割合が小さい。

というような諸点が挙げられる。



第2-2表

立地機能別類型に基づく市町村数等

		農業市町村	農業的工業伊村	商賈的工業伊村	工業市町村	管理市町村	計
市町村数	北海道	115(54)%	22(11)%	49(23)%	5(2)%	22(11)%	213(100)%
	都府県	1,822(60)	199(7)	714(24)	161(5)	189(6)	3,035(100)
	全国	1,937(59)	221(7)	763(23)	166(5)	211(6)	3,248(100)
	北海道	114(22)	20(4)	76(15)	18(3)	291(56)	518(100)
	都府県	2,037(21)	312(3)	2,907(30)	1,399(14)	3,162(32)	9,853(100)
	全国	2,187(21)	333(3)	2,983(29)	1,417(14)	3,453(33)	10,372(100)
(参考値)							
西ドイツ(1961)							
市町村数		3,740(15)	6,717(27)	3,953(16)	9,422(38)	682(3)	24,514(100)
在住人口(万人)		102(2)	318(6)	459(9)	3,127(62)	1,037(21)	5,044(100)
類型区分の定義							
第1次産業就業人口率		40%以上	40%以上	40%未満	40%未満	40%未満	
第2次		25%未満	25~60%	50%未満	50%以上	50%未満	
第3次		60%未満	35%未満	50%未満	50%未満	50%以上	

(注) 1. ドイツ農政社会研究所の区分による

- 市町村数は46年5月1日現在
- 人口は45年国勢調査結果のもの
- 参考文献: 全国農業構造改善協会「村落構造再整備に関する調査研究報告」(その1)(423)

550万ha程度(うち現況農用地は440万ha、混牧耕地13万ha)と予想される。

2 都市計画区域

都市計画区域は、都市計画法(昭和43年、法100)に基づき

(7) 市又は人口、就業者数その他の事項が政令に定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他建設省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域

III 農業振興地域と都市計画区域の指定状況

1 農業振興地域

農業振興地域は農業振興地域整備法(昭和44年法58)に基づき「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域」として定められるもので、昭和48年度末(沖縄県を除き指定完了している)の指定状況は第3-1表のようである。全国市町村の90%強が農業振興地域をもつ市町村となり、農業振興地域は全国の土地面積の50%弱とおお、農業振興地域内の農用地は現況の全農用地は現況の全農用地の90%をおおっている。

更に農業振興地域においては農用地等として利用すべき土地の区域(農用地混牧林地、およびそれらの土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地「農用地区域」という)を定めることになっているが、その数値は目下集計中とのことであるが、49年度末現在での途中集計では農用地区域は農振地域のおおむね32%となっており、その数値から推計すると農用地区域はおおむね

第2-3表

西ドイツと日本の市町村規模

	西ドイツ	日本
市町村数	2,4500	3,284
1市町村当り		
人口	2,450人	31,600人
面積	1,000ha	11,300ha
農用地面積	560ha	1,760ha

(注) 西ドイツの数値は1961年頃のもの
日本の数値は昭和45年のもの

第3-1表 農業振興地域の面積の概要（49年3月31日現在）

	関係市		町		村		農業振興地域				その他
	地域数	町村数	農用地	混牧林地	左以外の山林野原	その他	総面積	農用地	混牧林地	左以外の山林野原	
北海道	207	205	7,799,420	1,140,511	60,430	5,873,982	3,007,042	1,119,599	59,833	1,322,324	505,286
東北	399	396	6,569,657	1,046,991	2,8932	4,606,494	2,988,444	988,864	25,534	1,396,483	577,563
関東	657	655	5,363,040	1,169,035	7,635	3,070,507	3,071,843	1,024,085	6252	1,413,389	628,117
北陸	220	219	2,478,028	434,873	30,42	1,665,566	1,172,546	390,413	2,848	504,992	274,293
東海	232	238	2,103,835	302,666	7,954	1,442,730	542,934	248,174	7,424	110,788	176,548
近畿	267	274	2,301,915	318,705	1,344	1,576,688	681,052	2,68,580	1,085	214,665	196,722
中国	538	540	4,793,297	630,991	33,580	3,389,538	3,326,453	586,532	32,612	2,208,229	499,080
九州	500	502	4,105,078	833,443	15,492	2,468,306	2,397,834	77,5096	14,355	1,108,888	499,495
計	3,020	3,029	35,514,270	5,877,215	158,409	24,093,811	17,188,148	5,401,343	149,943	827,9758	3,357,104

(単位：ha)

(注)：(1) 市町村からの報告のあった数値を集計したものである。

(2) 農用地の面積は、田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積の合計である。

(イ) 首都圏整備法(昭和31年、法83)、近畿圏整備法(昭和38年、法129)、中部圏整備法(昭和41年、法102)による都市開発区域その他新たに住居都市；工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域

として定められるものであり

(ウ) 市街化区域(すでに市街地を形式している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)を区分する都市計画区域

(イ) 同上の区分を定めない都市計画区域(用途地域の定めはある)

の2種類に分類される

このうち(ウ)の市街化区域と市街化調整区域の区分を持つ都市計画区域の状況は第3-2表のようである。これによると全国のおおむね4分の1の市町村が指定され、その区域はおおむね415万人ha、うち市街化区域は116万haとなっており、そのなかに約28万haの農地が含まれている。

一方(イ)の用途地域を持つ市町村は全国で約800市町村に及び、用途地域に含まれる農地面積は約20万ha程度と予想されている。

第3-2表 都市計画区域(市街化区域、市街化調整区域の区分をもつもの)の状況 (48.11現在)

区域数等		面積		
区域数	市町村数	区域面積	うち農地面積	
336	867	都市計画区域	415万ha	
		市街化区域	116	28
		市街化調整区域	299	106

IV 最近の農村整備に関する動き

1 国土利用計画法の成立

田中総理の「日本列島改造論」を実現する手段として提案されていた「国土総合開発法」に代って開発部分を削除して土地規制を中心とする「国土利用計画法」(昭和49年、法39)が昭和49年5月25日に成立した。国土利用計画法の要旨は次のとおりである。

(1) 国土利用計画(全国計画、都道府県計画、市町村計画)の樹立

(2) 土地利用基本計画の樹立

都道府県知事が地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全区域)および土地利用の調整等に関する事項を内容とする計画を樹立する。

(3) 規制区域の指定と許可制

都道府県知事は一定の区域について期間を定めて規制区域として指定する。指定された規制区域内の土地について権利の移転又は設定する場合は都道府県知事の許可を必要とする。

(4) 届出制

市街化区域内の2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域内の5,000㎡以上、それ以外の区域10,000㎡以上等の土地について権利の移転又は設定する場合は都道府県知事に届け出しなければならない。

(5) 遊休土地に関する措置

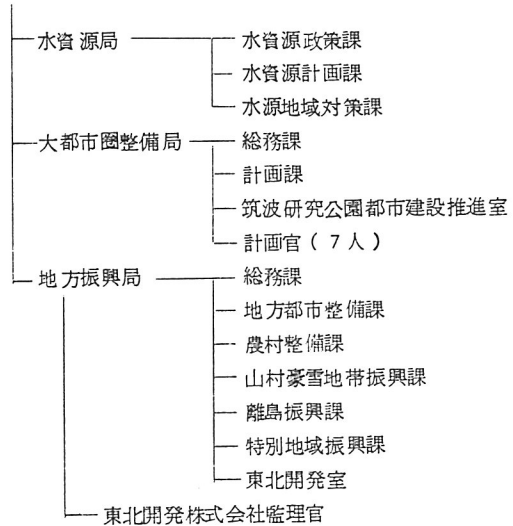
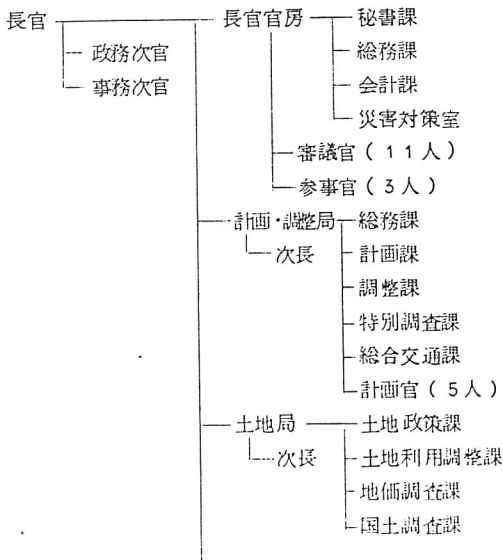
遊休土地について都道府県知事は土地所有者にその旨通知し、6週間以内に土地利用等に関する計画を届け出させ、その土地について助言、勧告をすることができる。また勧告に従わないときは地方公共団体等に買取りのための協議を行なわせることができる。

なお、同法の施行会、施行規則等の検討作業はこれからで、国土利用計画、土地利用基本計画の具体的な内容、或いは目下不明である。

一方で、新全国総合開発計画（昭和44年5月）の点検および新たに全国総合開発計画の検討作業が本格化しようとしており、国土庁の発足に伴ない国土利用計画法と新たに全国総合開発計画が両輪となって国土の開発整備が進んで行くと思われ、それに対する農林側の対応方針の決定がせまられている。

2 国土庁の発足

国土利用計画法の成立に伴ない、国土に関する行政を総合的に推進するため昭和49年6月26日に国土庁が発足した。その組織は次のようである。



各局の主たる所掌事務は次のとおりである

国土庁各局の主たる所掌事務

局名	主たる所掌事務
長官官房	地域振興整備公団の指導監督及び災害対策事務の調整並びに庁務の総合調整
計画・調整局	国土の適正な利用に関する基本的な政策及び計画の企画、立案、推進及び調整並びに関係行政機関が行なう大規模な地域開発事業等の計画、事業実施、及び予算の調整
土地局	国土利用計画法（国土利用計画に係るものに限る）、国総法に関する事務 地価対策その他土地に関する基本的な政策の企画、立案及び推進。国土利用計画法（計画調整局の所掌に関するものを除く）
水資源局	地価公示法国土調査法等に関する事務 長期的な水の需給に関する基本的な政策の企画、立案及び推進。水資源開発促進法、水資源開発公団法、水源地域対策特別措置法に関する事務
大都市圏整備局	首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する事務についての調整及び実施の推進。大都市の機能の改善に関する基本的な政策の企画、立案及び推進。筑波研究学園都市建設法及び琵琶湖総合開発特別措置法に関する事務
地方振興局	地方都市及び農山漁村の整備に関する基本的な政策の企画、立案及び推進。東北、九州、四国、北陸、中国地方開発促進計

局 名	主たる所掌事務
	面の事務の調整並びに関係行政機関が行なう大規模な地域開発事業についての事務の調整、山村振興、過疎対策、離島振興等の法律に関する事務。新産郡、工特、低工等の法律に関する事務

今回の国土庁の発足に伴ない国土利用に関する事務が統合されたことは意義あることである。しかし建設省、農林省或いは大蔵省等の既存の組織との権限調整が今後問題にならう。また国土利用の立場から農地なり農業用水が一層受身の立場になる可能性もあり、その対応措置の確立がせまられよう。

今回地方振興局に農村整備課が新設され、農山漁村の総合的な整備の目標に関する事、農山漁村の整備に関する総合的かつ基本的な政策の企画、立案及び推進に関する事が所掌事務となっている。49年度は具体的には農山漁村の整備の水準の検討、農村総合整備モデル事業に関連した農村総合整備計画の樹立の指導推進を行なうことになっている。

3 農村基盤総合整備パイロット事業（総バ事業）と農村総合整備モデル事業（モデル事業）について両事業の概要については既に1の別紙3および4に示しているが、両事業の関係について構造改善局技術課は別紙16のようにまとめている。

今後両事業をどう展開していくのかという点は将来の検討事項であるが、農林省が農村環境整備を行なっていくのに当っては生産基盤整備との一体性という要件は必須であり、またその方が合理的でもあり、本来の農村整備にふさわしいものであろう。従って両事業の特色を生かした制度の発展を図ることが必要であらう。

4 国土庁の発足に伴ない農山漁村整備を積極的に推進するため農村整備法のような立法化の必要性が議論されているが法のねらい農業振興地域整備法や土地改良法との関連、或いは農村整備の新たに全国総合開発計画国土利用計画等での位置づけ等の本格的な検討がまだなされておらず将来の検討事項である。しかし、国土利用に関する計画や各種の事業（とくに地方都市の整備等）の本格化に伴ない農村整備に関する立法化がせまられると予想される。

総合建設コンサルタンツ



日本技術開発株式会社

代表取締役社長 梶谷 薫

農村計画

都市計画

公園緑地計画

地域総合開発計画

本社 東京都新宿区西大久保3丁目10番地

〒160

TEL (03)202-5111 (大代表)

別紙1

事業項目	趣 旨	対 象 地 域	内 容	根 拠 法 律	補助対象	補助率	備 考
過 疎 対 策	人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準および生活機能の維持が困難となっている地域について、緊急に生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与させる。	過疎地域 ① (35年市町村人口 - 40年市町村人口) ÷ 55年市町村人口 ≥ 0.1 ② (基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額) の41年~43年の合算したもの ≤ 0.4 昭和46年現在 1049市町村	①市町村過疎地域振興計画の樹立 ②財政上の特別措置 a 国の負担、補助割合の特例 b 国の補助の特例(小中学校総会に伴なう教職員住宅建設費の2/3補助等) c 地方債 市町村道等、小中学校統合に伴なう各種施設、診療施設、保育所、児童館、老人福祉施設、消防施設、漁港、公民館等、有線気通通信設備、果樹整備用地、住宅等 ③その他の特別措置 基幹道路の整備、医療、交通の確保、住宅金融公庫、豊林金融公庫からの資金貸付等	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法31号) 「過疎地域対策緊急措置法の施行について」 (45年5月15日自治令第76号)			
別紙2 山 村 振 興	山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある支那にかんがみ、山村振興の目標を明らかにすると共に、山村振興に	山村 ① 当該旧市町村区域の林野率 0.75以上 ② 当該旧市町村の総人口 の総土地面積 ≤ 1.16	① 振興山村の指定 ② 山村振興計画の樹立(都道府県知事) ③ 山村振興計画に基づ	山村振興法 (昭和40年5月11日法64号) 「山村振興法運営要綱」 (昭和40年10月14日経企山村第14号)			

事業項目	趣 旨	対 象 地 域	内 容	根 拠 法 律	補 助 対 象	補 助 率	備 考
	関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の増進と住民の福祉の向上を図る	<p>③ 交通条件及び経済的文化的諸条件に恵まれず産業開発の程度が低く、かつ住民の生活水準が劣っている山村地</p> <p>昭和40年度 72地域</p> <p>4 1 100</p> <p>4 2 140</p> <p>4 3 170</p> <p>4 4 200</p> <p>4 5 230</p> <p>4 6 243</p> <p>4 7 68</p> <p>計 1 223</p>	<p>く事業に対する助成等</p> <p>⑦ 振興山村農林漁業特別開発事業 (○昭和40年度～47年度に 1223 地域を指定 ○事業内容：生産基盤、経営近代化施設、環境整備 ○(地域平均 50 百万円×補助率$\frac{1}{2}$)</p> <p>⑧ 山村地域農林漁業特別開発事業 (○昭和47年度～56年度に 1,100 地域を指定、 ○事業内容：経営近代化、緑地等休養資源利用、拠点施設、集落整備、環境整備 ○(地域平均 90 百万円×補助率$\frac{1}{2}$)</p> <p>⑨ 新山村建設モデル事業 ○昭和47年度から ○事業内容：資源利用効率化事業(道路、巡回施設、園地等)、民宿共同施設、生産基盤施設 ○補助率$\frac{1}{2}$～$\frac{1}{3}$</p>	<p>「山村第2期対策運営要綱」 (47年5月24日 経企山村第33号 「振興山村農林漁業特別開発事業実施要領」 (41年7月4日 41農政A第1252号)</p> <p>「山村地域農林漁業特別対策事業実施要領」 (47年9月1日 47農政第384号)</p> <p>「新山村建設モデル事業実施要領」 (48年1月8日 経企山村第2号)</p>			

事業項目	趣 旨	対象地域	対象事業の範囲 〔調査計画〕	事業箇所数、規模 〔調査計画〕	補助対象 〔調査計画〕	補助率 〔事業実施〕	備 考
農村基盤総合整備 パイロット事業	農村において、長期的視点にたち各種施設の適正な配置を含め土地利用区分を明確にし、近代化農業を展開するため必要な諸条件の整備を推進することとし、これに必要な土地基盤の整備およびこれと密接な関連を有する生活環境施設の整備を総合的に推進するものとする。	①農業振興地域およびこれと一体的に整備することを相当とする区域 ②農業経営の合理化、農村の生活環境等についで整備の目標が定められており、緊急にその達成を図ることが望まれていること ③地方の農業者、市町村、農業団体等の意欲が高くかつ土地、水等の権利調整の行なわれる見通しがあること ④農村基盤総合整備調査地域のうち、パイロットとしてモデル的な農村を建設することが適当な地域	〔調査計画〕 ①地域の開発整備の基本構想の樹立 ②地域の農村基盤総合整備計画の樹立 〔事業〕 ①農業用排水施設整備（かんがい、非水、営農用水、飲雑用水） ②農道整備 ③ほ場整備 ④農地開発 ⑤草地開発 ⑥農用地の改良保全 ⑦農業近代化施設等用地整備 ⑧農村集落排水施設整備 ⑨農村公園緑地整備 ⑩特認事業 （上物施設は第2次構造改善事業等で優先的に整備する）	昭和45年度 1地区 46年度 9地区 47年度 7地区 48年度 9地区 49年度 6地区 （原則として2ヶ年調査調査費20～30百万円） 〔事業実施〕 昭和47年度 4地区 " 48年度 6地区 " 49年度 5地区 （原則として1地区5ヶ年事業費20～50億円（地区500～1000haの1～2旧町村） 昭和47年度 北海道 深川地区 栃木県 那須地区 愛知県 常滑地区 兵庫県 北淡路地区 昭和48年度 北海道 音更川地区 岩手県 山王海地区 秋田県 仙北地区 愛知県 常滑2期地区 三重県 中勢地区 富山県 尾鈿地区	国の直轄 〔事業実施〕 都道府県	60%	「農村基盤総合整備調査実施要綱」 （昭和45年7月16日 45農地C第293号） 「農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱」 （昭和47年6月30日 47農地C第219号） （農林省構造改善局）
別紙 4 農村総合整備モデル事業	生産性の高い農業の育成と高福祉農村の建設のためモデル的拠点的に農業生産基盤の整備と併せて農業集落	①農村総合整備計画を策定した市町村内 ②農業振興地域の区域内 ③土地、水利用、農産物の生産、出荷、	①農村総合整備計画の樹立（国土庁が指導） ②農村総合整備事業実施計画の樹立 ③事業の実施 ④生産基盤：ほ場整備、	昭和48年度から5カ年に400地区を実施 （地区標準事業費8億円 計画 事業 48年度 62地区 10地区	県、市町村等	1/2	「農村総合整備モデル事業実施要綱」（昭和48年7月28日 48構改A第1122号）

事業項目	趣 旨	対 象 地 域	対 象 事 業 の 範 疇	事業個所数・規模	補助対象	補助率	備 備
別紙 5 農村施設等総合整備事業	における生活環境の条件整備を図る	生活圏域等からみて一体的な地区等	農業用排水施設、農道、農用地の開発・改良・保全 (イ)環境基盤：集落道、集落排水、営農飲雑用水施設用地整備、防災安全施設 (ウ)環境施設：環境管理センター、公園施設 (ニ)特認事業	49年度 104 52(55)	市町村、農協、土地改良区、公社等	平均50%以下	
別紙 6 農山漁村生活環境整備指導事業	モデル農業団地育成対策の一環として、農業生産基盤の整備されている一定地域内の農村施設等を総合的に整備することにより、当該地域の農業生産を高効率な生産団地として再編整備するとともに、生産および生活のための環境の条件整備を推進する	農業振興地域の区域内で、農業団体の区域、生活圏域等を勘案し、農産物の生産、集出荷等を合理的に行なえるまとまりをもつ区域	①農業近代化施設整備第2次農業構造改善事業の補助対象の他に a 農業団地センター b 農業者トレーニングセンター c 農業廃棄物処理施設 ②農業経営整備事業2次構に準ずる ③土地基盤整備事業 a 連絡農道 b 農建建物用地整備 c 集落排水施設整備 ④特認事業	昭和47年度から4カ年間に32地区 1地区平均事業費補助対象 7億円 融資単独 3億円	市町村、農協、土地改良区、公社等	平均50%以内	「農村施設等総合整備事業実施要領」 (昭和47年8月5日47農政第3388号) (農林省構造改善局)
		農山漁村	①巡回相談所の開設 ②生活環境施設整備計画の樹立 ③専門相談員の委嘱	昭和41年度～48年度までに各市町村に1カ所巡回相談所を開設	都道府県	1/2	「農山漁村生活環境整備特別指導事業実施要領」 (昭和41年5月28日41農政B第995号)

事業項目	趣 旨	対 象 地 域	対 象 事 業 の 範 囲	事業個所数・規模	補助対象	補助率	備 考
別紙 7 生活プロジェクト実験集落整備事業	調をはかるとともに、生活環境施設に関する相談指導の活動に対し協力する専門相談員を委嘱し、普及職員とともに巡回相談指導を行ない、また地区生活環境施設整備計画を作成するなど生活環境施設整備推進をはかる	全国から実験集落として3集落を指定 深川市納内地区 (30戸) 蒲都市相楽地区 (70戸) 伊万里市大川原地区 (51戸)	①48年度から上記②を組替え生活環境診断カルテの作成を行なう ①集落整備の基本計画および実施計画の策定 ②屋外給排水、浄化槽、プロパンガス集中配管、各目的生活共同施設、施設用地整備、道路簡易舗装事業の実施 ③施設の管理、効果等の測定、分析	48年度から診断カルテ作成 37県(漁村含む県)3地区 10県(その他の県)2地区	都道府県	施設費補助 1/2	「生活プロジェクト実験集落整備事業実施要領」 (昭和46年5月28日 46農政第2465号) (農林省生活改善課)
別紙 8 生活プロジェクト基礎集落整備実験事業	生活プロジェクト実験集落整備事業の実績をふまえて基礎集落圏を対象として生活環境施設の整備とコミュニケーション活動を通して地域社会生活の充実を図ることを実験的に行う	全国から10市町村(10基礎集落圏)を指定 岩手県和賀町藤根 福島県郡山市中田 群馬県前橋市荒砥中部 静岡県岡崎市広瀬西部 新潟県大潟町南大潟 愛知県豊橋市天伯原 大阪府能勢町敬垣 高知県香北町美良布 長崎県諫早市有喜 鹿児島県高岡町野間江内	①基礎集落圏の生活環境整備計画の策定 ②農村生活中核実験施設(カントリーコア)、農家高令者創作施設設置 ③実験効果測定	48年度に10地域を指定、整備計画の樹立 49年度施設整備(予定では52年度までの5カ年間)	都道府県	1/2	「生活プロジェクト基礎集落圏整備実験事業実施要領」 (昭和48年7月23日 48農蚕第4270号) (農林省生活改善課)

事業項目	趣 旨	対 象 地 域	対 象 事 業 の 範 囲	事業箇所数・規模	補助対象	補助率	備 考
コミュニティ(近隣社会)対策	住民が望ましい近隣生活を営むことができるような基礎的な地域社会をつくるため、新しいコミュニティづくりに関するための施策をすすめることとする。 都市的地域と農村地域等地域社会の実態にあわせてコミュニティの生活環境の整備を進める	モデルコミュニティ地区を選定する。同地区は都市的地域、農村地域の性格に応じ、地域の特性に即して定めるものとするが、おおむね小学校の通学区域程度を基準とする。	①コミュニティ整備計画の策定 ②建設事業(交通環境、コミュニティセンター、ショッピングセンター、集会施設、小規模体育、社会福祉施設、老人児童施設等コミュニティ整備)に対する地方債の優先措置 ③その他必要経費について ④地区住民からの公募地方債の活用	46~48年の3カ年で約100カ所	市町村		「コミュニティ(近隣社会)対策の推進について」 (昭和46年4月3日自治令第23号次官通知) (自治省)
別紙10 集落再編モデル事業	振興山村における分散小集落の移転統合等によって生活条件の向上を図ると共にこれと一体的に必要な農林業等の生産条件の整備を統合的に実施する。	振興山村を含む市町村の中で資源の効率的な開発が可能で且つ集落再編整備の自主的動きのある地域	①住宅の移転・建設等生活条件整備に関する事業 ②農林業等生産条件の整備に関する事業 ③離農促進・転職円滑化に関する事業 1カ所平均戸数30戸 新築住宅への利子補給 共同施設(道路、集会所等)	44年度~47年度 10地区指定 1カ所 2カ所事業 1カ所平均事業費 6,000千円 44年 北海道新十津川町 45年 岩手県沢内村 山形県小国町 和歌山県大塔町 46年 徳島県木頭村 鳥取県八束町 富山県山中村 青森県平賀町 47年 青森県美郷町 宮崎県東郷町	道府県	1/2 (但)住宅移転は利子補給 (前払い)	「集落再編モデル事業実施要領」 (昭和45年1月8日経企山村第4号) (経済企画庁)

事業項目	趣 旨	対 象 地 域	対象事業の範囲	事業箇所数・規模	補助対象	補助率	備 考
広城市町村圏振興整備	広城市町村圏を設定し、広域行政体制の整備ならびに広域的かつ総合的な計画の策定および事業の実施を行なう	人口10万人以上の市および周辺農山漁村地域を一体とした圏域	①広城市町村圏計画の策定補助 ②広城市町村圏の振興整備のために必要な基幹的施設整備に要する経費について地方債の優先的処理 ③地方交付税の優遇交付を行なう ④補助対象事業 ⑤道路整備 ⑥消防救急施設 ⑦教育文化体育施設 ⑧福祉施設 ⑨環境衛生施設 ⑩医療施設 ⑪一般行政施設 その他	圏域設定(完了) 44年度 55圏域 54.5市町村 45 " 73 651 46 " 117 1,061 47 " 84 663 計 329 2,920 関係市町村は全国の90% 面積は国土の9.5% 人口は総人口の5.9% 1圏域平均9市町村 初年度：計画策定 計画費補助 1圏域平均1,500千円 2～3年度：事業費交付 事業費交付1圏域 平均2.0百万円補助	広城市町村圏	定額(1割相当)	「広城市町村圏振興整備措置要綱」(自治振第53号次官通達)(自治省)
別紙12 地方生活圏整備	都市を中心に一体的に整備する必要がある地域を地方生活圏として設定し、生活圏整備計画を策定し、都市地域については都市機能の強化を、農村地域では基幹となる集落について生活環境施設の整備をはかるとともに、都市と農村を結ぶ道路網を整備する。	中心都市を中心に20～30kmの生活圏(人口15～30万人)	①地方生活圏の設定と生活圏整備計画の策定 ②整備計画にそって優先事業採択と地方債の優遇的処理を行なう (建設省所管施設整備基本計画の策定の一貫として調査実施)	44年から5カ年計画で全国163カ所の圏域指定 北海道 20圏域 216市町村 府県 143 2,744 計 163 2,960 関係市町村は全国の91% 面積は国土の9.6% 人口は総人口の6.7% 1圏域平均1.8市町村	都道府県		「都道府県建設省所管施設整備基本計画の作成について」(昭和44年6月6日付け次官通達) 地方生活圏の設定について (昭和44年6月13日付け次官通達)(建設省)

別紙 1.3 農山漁村生活環境整備に関する都道府県単独事業（昭和46年度）

（生活改善課資料）

県名	事業名	事業の内容	事業主体	予算額等	担当主務課
北海道	(1) 農家生活環境美化促進事業	「郷土を美しくする運動」の一環として住宅周辺の美化 公共施設の清掃・補修などの運動および美化相談等	道		農業改良課
岩手県	(2) 無水農漁家生活環境整備事業 (1) 農山漁家住宅対策事業	・飲料水供給施設毎年20地区 ・住宅相談所の開設	農漁協またはその団体 市町村 (普及所が指導) 市町村	補助率40%	農業構造改善対策室 営農指導課
宮城県	(2) 辺地公民館整備補助事業 (1) 生活共同利用施設整備事業	・公民館設置に対する補助 ・部落で生活面の共同利用に必要な施設整備(20カ所分)	市町村	補助率1/2	社会教育課 農政普及課
秋田県	(2) は陽用衛生施設整備事業 (1) 農山漁村生活近代化マイクロット事業(生活総合センター設置事業)	・野外トイレ(50カ所分) ・生活改善に必要と認められる共同施設	市町村 市町村(30~50戸の農家集落)	補助率1/2 50万円以内 補助率1/2	"
山形県	(2) 秋田県簡易水道施設整備事業 (3) 秋田県集落再編成事業	・市町村が行なう簡易水道の新設、拡張に対する補助 ・市町村が行なう集落再編成事業(移転費補助事業、住宅資金貸付事業)に対し助成(限度額100万円、利率3%償還7年)	市町村 市町村	1/2以内	環境衛生課 地方課
山形県	(1) テレビジョン共同受信施設整備補助 (2) 過疎地域部落公民館建設費補助 (3) 雪上車貸付 (4) 小型雪上車整備補助 (5) 県道整備 (6) 除雪作業 (7) 市町村振興資金貸付事業 (8) 農山漁村住宅改善指導	・主として過疎地域におけるテレビジョン共同受信施設 ・過疎地域における部落公民館建築 ・雪上車貸付 ・スノービル整備 ・県道の整備に対する県単事業 ・公共指定路線以外の除雪 ・辺地の公共施設等を整備 ・集落整備による移転者に対する講習会、設計相談移転後の生活指導等を行なう	市町村 " " " " 県 県 市町村 県	1/2補助 1,000千円限度 1/2補助 1/2補助	県民生活課 社会教育課 行政総合対策室 " " 道 路 課 " " 地 方 課 建築住宅課
福島県	辺地農山漁村振興特別対策事業	・国、県の補助事業の恩恵に浴さない地域の市町村の行なう小規模の土地基盤整備、経営近代化施設等に助成(環境整備は、この中の特認事業として行なう)	市町村、その他 市町村主体、県1/2 その他主体、県1/2 市町村1/4 実施市町村		農 政 課
茨城県	・田園都市建設事業	・農業生産の改善に合せて集落全体の構造を改める			農政企画課

県名	事業名	事業の内容	事業主体	予算額等	担当主務課
埼玉県	• 近代農村建設統合対策事業	• 近代的な農村を建設するため農業振興に関する事業と農村生活環境整備に関する事業を行なう	市町村、農委、農協、団体		農政課
千葉県	• 生活環境整備指導	• 45年度の計画実施のための指導	普及所		農業改良課
山梨県	• 農山漁村生活環境整備事業	• 計画樹立市町村を国に準じ6カ所増設	普及所		農業技術総室
長野県	• 農村生活協同館建設事業	• 農村生活共同施設として多目的集会所を昭和46年度生活環境整備計画樹立地区に設置	市町村		農政課
新潟県	(1) 新潟県農林水産業開発事業	• 集落開発センター	市町村、団体		農政企画課
滋賀県	(2) 新潟県農林水産業振興資金	• 6号生活環境整備資金	団体		農業経済課
	• 農村生活環境整備特別指導事業	• 44年度以降の農業振興地域のうち計画樹立市町村を対象として生活環境整備のための調査と計画を樹立する	市町村	補助率1/2	農業改良課
京都府	(1) 簡易水道新増設事業	• 簡易水道の新増設	市町村	1/4補助	環境衛生課
	(2) 住宅改修資金貸付補助事業	• 住宅の改築、増築、台所、風呂等の改良に要する資金の補助	市町村		住宅課
兵庫県	(3) 地ほ改良事業	• ワラ屋根にトタンをかぶせる	市町村	1/6補助	同和対策局
	• 地方改善事業	• 同和地区における道路、上下排水路、墓地移転に対する助成	市町村		
奈良県	(1) 農山村集落環境整備事業	• 道路舗装	市町村		農政課
	(2) 山村振興センター設置事業	• 地域住民の教育娯楽施設	市町村	事業費の1/2以内で20万円の定額	林政課
和歌山県	(1) 児童会館設置事業	• 35㎡以上の児童の集会所建設にともなう内部設置補助	市町村		青少年企画課
	(2) ちびっこ広場設置事業	• 子供の遊具設置に対する補助	市町村	事業費の60%以内で1カ所15万円以内	
	(3) 若者広場設置補助事業	• 運動場設置に対する補助事業	市町村		
	(4) 山村振興特別対策事業	• 山村振興対策事業に対する補助	市町村	1件150万円以内	山村対策室
岡山県	• 畜産環境改善資金融資事業	• 家畜・排せつ物等の処理施設、畜産農家の移転等への融資	山村市町村 畜産経営農家		農業経済課
徳島県	• 改良汚水処理装置設置事業	• 畜産農家に対する改良汚水処理装置	農家(3戸以上)	集団210千円×1/3 ×7カ所	農業改良課
愛媛県	(1) 低開発地域振興事業	• 道路、橋梁、簡易水道、じん芥処理施設、し尿処理施設、集会所、有線放送(年間約500件)	市町村		地域振興課
	(2) 崎嶇地域振興事業	• 共同給水施設、家庭電気導入、テレビ共同受信施設	高嶺町村、団体		
	(3) 県中離島振興事業	• 簡易水道、消防施設、連絡船発着施設、保管所、連絡道路	市町村		地域振興課

県名	事業名	事業の内容	事業主体	事業額等	担当主務課
高知県	(4) ちびっこ広場設置 (1) 高山漁村集落補強事業 (2) 農山漁村住宅整備資金	<ul style="list-style-type: none"> 小規模遊園地 部落道、集会所、保育所、下排水路、共同炊事、洗濯場、ごみ処理施設 住宅、新炊事の公庫および系統資金貸付に対する利子補給 	市 町 村 市 町 村 県	100千円×40カ所×½ ½補助 1カ所600千円以内	婦人児童課 企画室 農政課
長崎県	・推進協議会費	・協議会の開催、農村生活実態調査、啓蒙資料の作成	県		農政課
宮崎県	・大工左官研修	・大工左官に改良資金や建築等の知識技術の付与	県		管農指導課
鹿児島県	(1) 尚疎地域農村生活近代化事業 (2) 広域生活環境施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活近代化計画のもとずいて行なう事業（4カ所） 農村において主として高度な文化・スポーツ等の施設を備えた総合施設 	市 町 村 県	1カ所2,500千円の2年補助率½ 1カ所150,000千円 初年度6000千円 2年度144,000千円	技術普及課 企画課

(48年3月現在)

別紙14 農村環境整備関係の融資制度

資金名	趣 旨	資金の種類	貸 付 条 件			貸付限度額等
			相手方	利率	償還期限	
農業近代化資金	「農業近代化資金助成法」(昭和36年、法202)に基づく、農業者等に対する農業協同組合等の農業関係融資を円滑にするため利子補給等の措置を講ずるための資金	1. 農村環境整備資金 (診療設置、農事放送施設、水道施設、下水道施設等) 2. 農林大臣の特認資金 (日光農業施設、特定農家住宅等)	年7分	3年	50百万円以内 (所要額の80%)	
農業改良資金	「農業改良資金助成法」(昭和32年、法102)に基づく、農業者等に対し資金の貸付けを行なう都道府県に対し助成を行なう資金	農家生活改善資金 ① 尿浄化装置、改良便槽 その他の生活合理化資金 ② 居室の独立、台所の改善その他(住居の利用方式の改善資金) ③ 共同炊事施設、共同給水施設、その他生活合理化共同利用施設資金	年6分 7分 無利子 “ “	2~3年 2~3年 - - -	(住宅については) 2百万円以内 (所要額の80%) (尿浄化85千円) 改良便槽25 自家給排水等35 200千円 (共同炊事700千円) 共同給水1,500 共同尿浄化1,000 共同じんあい190 多目的生活施設700	

資金名	題	旨	資金の種類	貸付条件		
				相手方	利率	償還期限
住宅金融公庫資金	「住宅金融公庫法」(昭和25年、法156号)に基づく、住宅建設に必要な資金	1. 農山漁村向一般個人住宅(7)木造 (イ)耐火	農林漁業者	年5.5分	18年以内	北海道12.6万円以内 内地11.6
			"	"	35年以内	(北海道14.0万円以内) 内地12.7 貸付限度5.7m ² まで (自己資金がある場合) 120m ² まで 融資率75% 融資率75% 45万円以内
		2. 住宅改良		年6.0分	10年以内	

別紙15 都道府県単独の農家生活改善資金(昭和46年度)

県名	資金の名称	資金の用途	借受者の資格	利率	償還(据置)期間	貸付限度額
秋田県	・ 農業後継者居室等改善資金	居室利用方式の改善	・ 農業者または農業後継者 (18~30才)	0	5年	100千円(国200千円+100千円)
山形県	・ 農業後継者独立居室資金	・ 農業後継者の独立居室	・ 農業者または農業後継者 (20~30才)	6.5%	10(2)年	500千円
福島県	・ 農家等住宅建築資金	・ 農漁業者の住宅の新・増・改築	・ 農漁業者および後継者	6.0%	10(1)年	200~2,000千円
栃木県	(1) 屋根改造資金	・ わら屋根改造等	・ 農業者	5.5%	10年	1,000千円
群馬県	(2) 住宅改善資金	・ 老人若夫婦部屋増築等	"	"	"	400千円
	・ 農村生活環境整備資金	① 後継者の独立住宅 ② 農家住宅の増改築 ③ 自宅水道 ④ 共同飲水	・ おおむね30才未満の農業者	5.5%	①15(2)年 ②5~8(1)年 ③2年 ④7年	① 700千円 ② 100~500千円 ③ 10~30千円 ④ 100~300千円 新築800千円、増築500千円
千葉県	・ 新生活設計資金	・ 住居の改良造成または取得	・ 農業者または農業後継者	6.0%以下	5(1)年	
山梨県	・ 農村住宅資金	農家の住宅改善	・ 農業経営者	6.0%	10(2)年	新築1000千円、増築500千円
	(1) 一般住宅資金		・ 農業後継者(30才未満)	5.0%	"	"
	(2) 後継者住宅資金		・ 農業後継者(60才以上)	5.0%	"	"
京都府	(3) 老後住宅資金	・ 老後住宅資金	・ 農業者(経営面積800未満)	5.0%	"	500千円
	・ 零細農経営改善資金	・ わら屋根改善		5.0%		

県名	資金の名称	資金の用途	借受者の資格	利率	償還(据置)期間	貸付限度額
兵庫県	・農漁家生活改善資金	・住宅の新・善改築、共同利用施設(共同炊事、テレビ受信) 独立居室の新築造成に要する資金	・農家所得85万円以下 ・同和地区の農業者 ・農業者または漁業者	4.0% 5.5%	10(2)年 新築10年 増改築5年	300千円 新築1,000千円、増改築500千円 共同利用施設2,000千円
和歌山県	(1) 明るい生活づくり資金(46年度より) (2) 漁家住宅改善資金 (3) 農山村振興資金(生活環境整備資金)	・独立居室の新築造成に要する資金 ・住居利用方式の改善 ・独立居室の造成改良 ・台所、便所、風呂場の改善 自家水道 ・個室、台所、浴室の改善 ・住居改善、生活材料の取得、農業経営施設の改良造成 ・寢室の新築、改築等	・農業後継者(20~30才) ・農山村に居住する65才以上の老人 ・漁業者(漁協員) ・農林業者	貸付後5年間は5分(5分利子補給)以後8分 0 6.0% 同和地区 5%	10(3)年	1,000千円 1,000千円
島根県 山口県	・後継者住居改善資金 ・新生活設計資金	・個室、台所、浴室の改善 ・住居改善、生活材料の取得、農業経営施設の改良造成 ・寢室の新築、改築等	・農業後継者(20~30才) ①結婚後農業に従事する夫婦 ②農協の正組合員である者 ③結婚後1年以内の者 ・30才以下の婚姻5年以内の者 ・2年以内に結婚する者 ・農業者 ・農業者 ・1年以内に婚姻する者又は後2年以内30才未満の農業後継者 ・20~30才の農業後継者	6.0% 2.5% 0 3.5% 3.0%	10(2)年 7(3)年	1,000千円または非業費の80% 1,000千円
徳島県	・農村花嫁殺室改善資金	・寢室の新築、改築等	・30才以下の婚姻5年以内の者 ・2年以内に結婚する者	0	3年	200千円
長崎県 宮崎県	・長崎県農業近代化資金 (1) フラ屋根改善資金 (2) 農山村若夫婦部屋建設資金	・農家生活改善 ・フラ屋根のふきかえ ・若夫婦の独立部屋の増改築	・農業者 ・農業者 ・1年以内に婚姻する者又は後2年以内30才未満の農業後継者 ・20~30才の農業後継者	3.5% 3.0%	3年 10年	500千円 400千円
鹿児島県	・農業振興資金(後継者対策資金)	・農業後継者の生活改善、居室改善	・20~30才の農業後継者	4.5%	10(2)年	500千円

総バ事業とモデル事業との関係について

－ 両事業のねらいと運営の方針 －

49年5月 構造改善局技術課

1 モデル事業

モデル事業は地域計画、農村計画に基づく農村総合整備事業として必ずしも十分対応しえない。これは農業集落整備を中心とする事業となり事業費枠も限定されたことなどにより、地域としての土地利用計画、産業経済計画、整備水準が十分なものとなりえなくなったことによるものである。このため、モデル事業をより効果的に運営するためには農業生産基盤整備は原則として現行土地改良事業で対応することとし、本事業においては集落生活環境のレベルアップを主なねらいとする。

2 総バ事業

総バ事業は、地域計画、農村計画に基づく農村総合整備を意欲的に推進するモデル的、パイロット的な事業として拡充実施してゆくことが必要である。このため、一定地域（市町村）内の各種土地改良事業を総合的に実施するとともに併せて生活環境整備を行なうことにより、実効性のある合理的な土地利用計画、近代的な農業経営の基盤、快適な農村生活の基盤を実現する。さらに調査計画、事業実施を通じて技術の開発蓄積、制度の検討、モデル農村の展示をねらいとする。

3 比較対象

区 分		総バ事業	モデル事業
下 物	生産基盤	◎	○
	環境基盤	○	◎
上 物	生産施設	△	×
	環境施設	△	◎
事業費枠		平均30億円(直接的な制限なし)	8億円

(注)

◎主たるもの

○附帯的なもの

△別途事業対応が確約されているもの

×対象となっていないもの

(参考資料)

農村総合整備モデル事業と農村基盤総合整備パイロット事業との比較

事 項	農村総合整備モデル事業	農村基盤総合整備パイロット事業	備 考
1. 主 旨	農村総合整備モデル事業は、立ち遅れている農村地域の環境整備をより強力に推進することが緊要であることにかんがみ、農村集落の整備に想点をおいて、農業生産基盤およびこれと密接な関連を有する環境基盤、環境施設の整備を総合的、拠点的に実施するものであり、昭和48年度より5ヶ年においておおむね400地区について事業を行なうものである。	従来から実施している農村基盤総合整備パイロット事業は、一定地域（おおむね1～2旧市町村程度の範囲）の農業生産基盤の整備を総合的、集中的に実施することを主目的とし、これと密接不可分な農村環境の整備を一体的に実施することにより、計画的な土地利用を図りつつ農村の総合整備を実施するものであり、昭和47年度より事業実施を行なっている。	
2. 実態上の相違	農村集落の整備に重点をおくものであり、主に農村環境基盤および農村環境	農業生産基盤の総合的整備に重点をおくものであり、地域の総合的な土地利	

事 項	農村総合整備モデル事業	農村基盤総合整備パイロット事業	備 考
3. 各事業内容の 取り扱い	施設の整備を行なうものである。 又、事業にはほ場整備事業等を除き、原則として土地改良法に基づかずに行なうものである。なお、当該地域の主たる農業生産基盤の整備は、別途の土地改良事業として行なうものとする。	用計画にもとづく整備を行なうものである。その対象地域はおおむね1～2旧市町村の範囲とする。又事業は原則として土地改良法に基づき行なうものである。（非土地改良事業は予算補助による。）	
(1)土地改良事業	当該地域の主たる土地改良事業は別途の土地改良事業として行なうものとし、農村環境整備に不可欠な土地改良事業を行なう。この場合の手続きは、相当事業について土地改良法による。	各種の土地改良事業を、農村基盤の総合整備の観点から総合的計画的に行なう。 その手続きは全て土地改良法による。	
(2)環境基盤整備	農村集落の環境基盤整備を目的に、道路（付帯施設を含む）、営農飲雑用水、集落排水施設、集落防災安全施設、用地整備（農村環境施設、農業近代化施設等の用地整備）を行なう。	農業生産基盤と一体的な営農飲雑用水、集落排水、農業近代化施設等用地整備、農村公園緑地整備等を行なうとともに、農道の一貫として集落内や周辺の道路の整備、農用地の防災保全の一貫として集落の防災保全等を行なう。	
(3)環境施設整備	農村環境施設の整備として、農業生産基盤、農村環境基盤と一体的な計画に従って農産廃棄物等の処理、再利用の施設、農村環境改善センター、農村公園施設整備を行なう。	基盤の整備と一体的に行なう必要性のあるものについても、別に農村施設等総合整備事業、構造改善事業等で優先的に行なうものである。	
(4)農業近代化施設	構造改善事業等で別途行なう。（但し管理施設等の一部はモデル事業の環境施設で機能上対応することがある。）	同 上	
4. 調査計画	(1)市町村が農村総合整備計画を作成（1地区当たり2,000千円×50%の補助）。（但し国土庁（仮称）の指導のもとに） (2)農村総合整備計画に即してモデル事業実施計画を策定する。（1地区当たり12,000千円×50%の調査費補助と市町村、都道府県に対し指導推進費を補助する。）	(1)地方農政局（北海道にあっては、北海道開発局、沖縄県にあっては、沖縄総合事務局）が基本調査を実施する。（1地区当たり原則として2ケ年間で調査費2～3,000千円程度） (2)国の調査結果を活用して事業実施地区について都道府県が農村基盤総合整備計画を作成する。 (3)都道府県が、農村基盤総合整備計画に即してパイロット事業計画を作成する。	
5. 事業申請者	原則として市町村長。	土地改良法3条資格者15名以上、（非土地改良事業は費用負担者、管理者の同意が必要。）	
6. 事業主体	市町村、都道府県、農協およびその他の団体（構造改善局長が認めるもの）が行なう。	都道府県営	

事 項	農村総合整備モデル事業	農村基盤総合整備パイロット事業	備 考
7. 事業規模	標準事業費はおおむね8億円とする。	当該地域に必要な事業費。(1地区10～50億円、平均30億円程度。)	
8. 補助率	50%	60%	
9. 補助残措置	市町村が行なうものについては、地方債。農協が行なうものについては、農業近代化資金。	土地改良事業については、従来の補助残融資。非土地改良事業については現行では格段の措置なし。	
10. 事業内容			
(1) 農業生産基盤整備	農村環境整備に資するためのは場整備、農業用排水施設、農道、その他農用地の開発、改良、保全のための施設の整備 (当該地域の主たる生産基盤ないし広域的な生産基盤は別途土地改良事業で対応する)	(ア) 農業用排水施設整備 (イ) 農道整備 (ウ) は場整備 (エ) 農地開発 (オ) 草地開発 (カ) その他農用地の改良保全	
(2) 農村環境基盤整備	(ア) 農業集落道整備 集落内、人家連担、集落う回、連絡、取付のための道路および道路付帯施設 (道側溝、街路灯、ガードレール、歩道、通学用道、街路樹、等) (イ) 農業集落排水施設整備 a) 集落排水施設 連絡排水路、家庭排水施設、地域污水排水施設、等 b) 地域排水施設 地域排水路、市町村等管理河川等 c) 都市污水分離排水施設 (ウ) 営農飲雑用水施設整備 (エ) 集落防災安全施設整備 用排水路安全施設、土砂崩壊防止施設、防風防雪林等 (オ) 公共用地等整備 a) 農村公園緑地整備 b) 農村環境施設用地整備 c) 農業近代化施設用地整備 d) その他公用公共施設用地整備	(ア) 集落内道路整備 集落からは場への農業機械、農業資材の搬出人のための(1)の(イ)の農道として整備 (付帯施設を含む) (イ) 集落排水施設整備 家庭排水、集落内の雨水を河川等に排水するための施設(排水路)を整備 この場合、終末処理施設は含まないものとする。ただし公害防除特別土地改良事業において読まれているようなものについては、(1)の(ア)の農業用排水施設整備として、終末処理施設の整備が実施出来るものとする (ウ) 営農飲雑用水施設整備 営農用水、飲雑用水施設の整備については、(1)の(ア)の農業用排水施設整備の一貫として実施する (エ) 集落防災安全施設 用排水路安全施設については、(1)の(ア)の農業用排水施設の付帯施設として土砂崩壊防止施設、防風防雪林等については、(1)の(カ)のその他の農用地の改良保全のなかで実施する (オ) 公共用地等整備 a) 農村公園緑地整備 b) 農業近代化施設等用地整備	
3. 環境施設整備	(ア) 農村集落環境管理施設 (イ) 農村環境改善センター (ウ) 農村公園施設 (エ) 農村多元情報システム施設		

山村振興と観光レクリエーション計画

—徳島県丹生谷地域をケーススタディとして—

丸田 頼一*・西浦 克**

序

高度経済成長以後におけるわが国の農山村は、都市化によるインパクト、工業の導入、観光レクリエーションエリアの開発等の諸影響を受け、めまぐるしい変貌下にある。

政府の農山村に対する施策も、農林業のみならず工業、観光レクリエーション等多様にわたっているが、林野庁—森林レクリエーション エリア事業、自然休養林、林業構造改善事業、農林省—自然休養村等直接的なもの、建設省—レクリエーション都市、運輸省—国民観光レクリエーション地区、労働省—勤労者憩いの村、厚生省—大規模年金保養基地等エリアとして農山村に侵入する間接的なものを含めると、観光レクリエーション開発に関するものが特に多い。

その理由としては、(1)国民のレクリエーション エリア整備に対する欲求、(2)農林業の質的転換の必要性、(3)農山村の生活基盤整備の必要性 が特にあげられようが、過疎、老令者労働、労働力不足、兼業化等農林業および農山村のかかえる諸問題の一時的あるいは一面的な「虚像の開発」の姿しかみられず、反面、自然をみだりに自らの手で破壊している例も多々ある。

農山村の観光レクリエーション開発にあたっては、まず第一に、土地の有するポテンシャルを生かした自然立地的土地利用計画を立案し、そのつぎに、(1)地域開発 (2)特産地形成 (3)集落再整備 の三点から土地利用計画の詳細について検討し、最後に、現在の住民の生活および福祉の向上の面をも加味させて、長期構想の段階計画を立案し、観光レクリエーション エリア(施設)整備も土地利用整備の一環として行なわなければならないのである。

以上の視点に立脚して、著者が(社)日本観光協会の依頼により立案した徳島県那賀郡丹生谷地域の計画事例の要約を本稿ではとりあげている。

なお、(社)日本観光協会、徳島県観光課、丹生谷観

光促進協議会等の方々には種々の御配慮を賜わったことを付記しておく。

I 観光レクリエーション開発の意識と山村振興

1 山村の資源利用

現代の社会においては、生産性からいうと高度工業化社会へ、人口配置からは都市化の社会へ、消費物資からは物の豊富な社会へ、国民の時間配分からいうとレジャーの社会へと進行している。特にレジャーの社会への進行は著しい。山村地域では人口、資本、中枢機構等が都市地域の集中現象に対して分散と粗放が特色である。人口密度はきわめて低く、面積は広い。居住空間は面積の1/100以下である。第一次生産の土地資源は土壌、傾斜の面から弱い資源であり粗放的利用である。その代表として林業があげられる。しかし、山村地域は変化に富んだ地形、動植物を持ち自然に接する野外のレクリエーションの場として注目されつつある。山村の土地資源評価は社会、経済の変化や生産技術の関連においてたえず変化している。最近における技術革新は資源に対する従来の評価を基本的に変更することを要求している。

山村における耕地は山の起伏と傾斜の組み合わせから点的に分散しており同一条件を持つ広面積の土地を求め難い。それに加え所有による耕地の分割、石垣の構築は耕地の細分化をはげしく、機械化を困難にしている。かりに機械が導入されたとしても合理的利用は望み難い。以前の機械によらない手労働、畜力耕の時代には水の供給が安定した山地では平地の水田に匹敵する生産力を得ようと水田化が進められてきた。しかし、技術革新が進

* 日本大学造園学研究室

** ライフ計画研究所

み山地の急な傾斜地に機械化による能率的農業を旨とするようになるとこれに対応しうる土地はきわめて少なくなっていくようである。機械化によって平野部の生産が増加しているのに対し山地では低下あるいは停滞しており、場所によっては限界外耕地になったり耕地の放棄があらわれたりしている。林地においても機械産業を不利にする立地条件のところが多いことは耕地の場合と同様である。高賃金を考えると育林による集約的林業においても経済的に成り立ってゆける面積は少なくなっていくことは否定できない。ことに林地の所有区画が細分・分散している場合にはなおさらである。

また国有林においては広面積で、単一所有で施業が統一している点においては民有地と経営基盤を異にするが自然的立地条件も違ってくる。一般的に国有林は水源奥地に立地しており、水源林とか保安林の性格が強まるとともに、高度による樹種の制限、その成長の減少などがあり経済的な生産は困難に近かったが林道の開発や運材技術の進歩はかなり奥地の林業の性格を変えてしまうくらいの効果をもたらした。これとともに森林景観のレクリエーション的利用の評価が高まり、その保全が強く要望されるようになっていった。本来、森林資源は木材としての利用が多かったが、最近では森林自体を観光レクリエーションの利用に考えるようになった。ある場合には観光レクリエーション的利用が既存の利用方法より優先する考えが起っている。このように山村地域において特に林業中心主義的利用だけでは許されない社会情勢になってきている。

2 野外レクリエーション需要の増大

所得の増大による余暇時間の増大とともに観光レクリエーションに対する要求も多種多様になってきている。特に都市社会では自然の山村地域での観光レクリエーションは不可欠のものであると考えられる。野外レクリエーション施設に対する需要が急増しているのに対してその供給は過度の集約的利用にされたりしていて本来の観光レクリエーションの意義を果していない場合がある。このようなことを避けるためには国土計画スケールからの土地利用より供給をはかり是正して行かなければならない。

3 山村の開発と観光レクリエーション

山村は本来、農林業が生活の基盤であったが農業は規模的に零細で生産性が限られているし、林業においては少数の山林地主を除き生産による所得の増大は望み難くなっている。

このような山村地域において人口流出が進行すると、本来の生活基盤である農林業の維持さえ困難であるので、この問題を打開する方策としてその地域社会に適した観光レクリエーション開発を行ない、地域開発および山村開発としての意義をただしていかなければならない。

また町村は住民の協力による開発構想を推進する立場にあるといえる。例えば多い観光レクリエーション需要に対して住民がこれに答えるべき施設を提供するなら多くの観光レクリエーション客を得ることが出来るであろうし農林家は経営の一部として所得の増大をはかることができるであろう。

どのようなレクリエーション施設を設置するかは資源の規模や性質等あるいは利用形態、そして土地利用計画を通して選択しなければならない。その場合、宿泊や食事によって観光レクリエーション支出が得られる滞在型のものやなるべく長時間その地域にとどめさせるような施設の選択や他の地域と回遊できるようなルートを考え併せるべきである。

山村農民による観光レクリエーション施設で比較的のびてきたと思われるものに民宿や観光農園等がある。これらは比較的投資額が少なかったり、農林部門との調和を家族内で容易にはかかれたりしたことによるものである。

このように山村地域において観光レクリエーション開発が行なわれているが、現存の土地制度は観光レクリエーションからの要求がほとんどなかった時代に定められたものが大部分である。土地利用において観光レクリエーションへの配分という観点から再編成する必要がある。

また、野外レクリエーションは広い面積・空間を要するとはいえ、まわりの第一次生産地との多目的利用が可能なる点に特徴がある。このようなことが成立することは、人口が土地に対して多い我国においては特に考慮すべきことで、観光レクリエーション施設の要求が大となればなるほどその価値は高まる。しかし、観光レクリエーション利用にも限度がある。つまり、観光レクリエーション産業にどの程度生活基盤として重きをおくかによって、観光レクリエーションの場としての利用度が違ってくるのである。

II 計画の目的と作業手順

1 目的

国土の4割を占める過疎地域は将来、都市内で収容しきれなくなった工場がこういった地域へ分散し工場生産の場として変化していったり、都市住民のために観光レクリエーションの場として供給したりして都市からはねかえり現象が考えられる。このような状況にある山村地域は、国民生活の基礎物資である食糧の生産・供給を果し、自然を維持管理し、国民の精神生活の源泉であった。最近になって、農産物等における貿易の自由化、生産の伸びなやみなどにより新たに考え直さねばならない時期になっているが、主に食糧の生産および供給、自然環境の育成・保全、観光レクリエーション空間の提供、国民情操のかん養の場としての利用は変わらない。今後は食糧の生産および供給以外の利用が重視されるであろう。その場合、考慮しなければならないことは自然生態系を破壊しないような開発、つまり景観の維持向上、自然の生態系の保全・育成あるいは人文的な文化的特色のあるものの存続発展などに留意して開発しなければならない。将来、都市から何らかの形ではねかえり現象が見られるものの、人口の流出によって生活等諸機能に支障がきたしている現在、まず過度の人口減少を防止し、地域住民

の生活、産業等の生活基盤を強化するために上述のことを考慮して観光レクリエーション開発を計画しなければならない。このような状況をもとにして、次のようなことを目的とした。

1. 観光レクリエーション需要の増大に応じた施設、あるいは景観の確保をはかる。
2. 各観光レクリエーション基地とを結ぶルートの開発。
3. 地域産業の発展を助長するための観光レクリエーション開発とする。
4. 地域住民の生活ならびに福祉に考慮し人口流出防止の方向性を示すものとする。
5. 地域の土地利用計画に基き生産空間あるいは保護・保全・開発空間をゾーニングで表わし適切な土地利用のもとに開発を行う。

2 作業手順

丹生谷地域がほとんど山の緑に囲まれた山村であり過疎であるということを考え、この地域の現況を重点的に把握し、これらについての分析を行ない問題点を抽出することによって生活基盤を整備計画する。そして前述の目的のために、図1のような方法をとった。

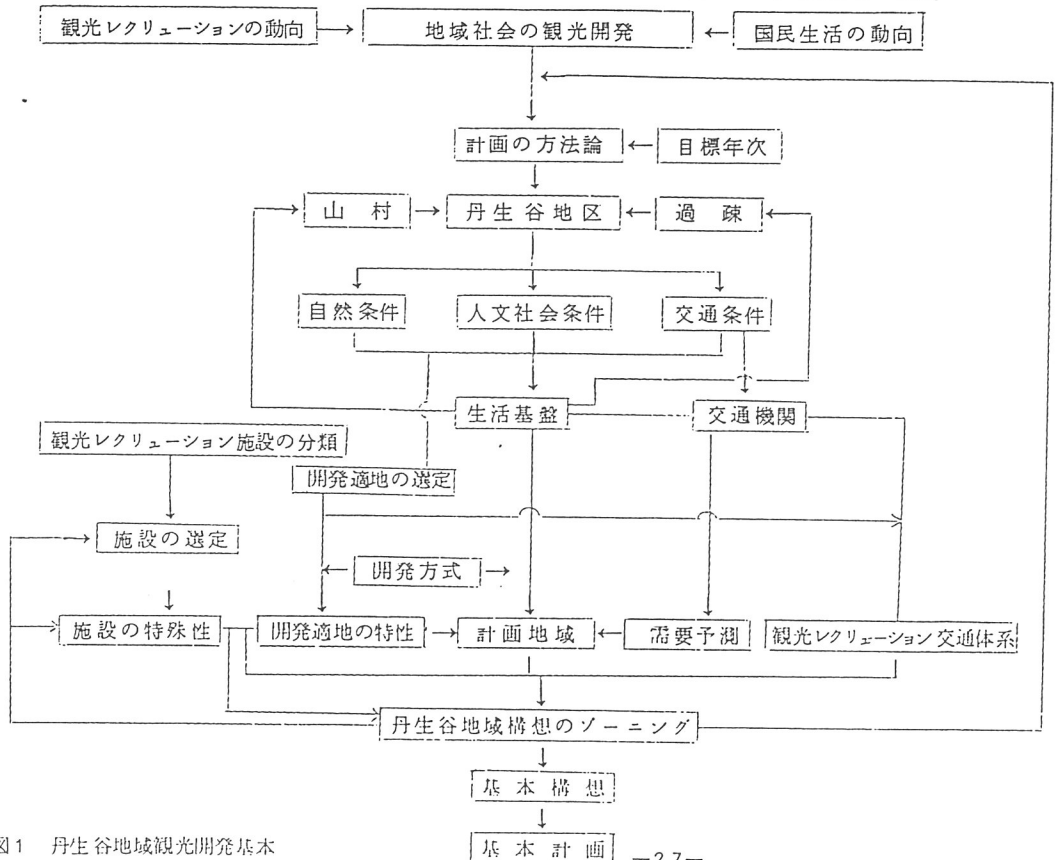


図1 丹生谷地域観光開発基本計画立案のフローチャート

Ⅲ 丹生谷地域の現況

1 位置

丹生谷地域は、徳島市の南西約50kmの位置にあり、新産業都市に指定されている阿南市と隣接した鶯敷町、高知県と隣接した木頭村、両町村をへさんで相生町、上那賀町、木沢村の5町村が東西に長く位置している。これらの町村は徳島県の中でも人口減少の著しい地域であり、鶯敷町、相生町、木頭村、木沢村は過疎地域に、上那賀町は準過疎地域に指定されている。産業は、農林業が主である。特に、林業が中心であり、本地域の約90%が山林でしめられており、5町村は木頭村を中心とした木頭林業地である。

広域的な位置で本地域をみると、四国の特性ともいえる到達性の悪さが目につく。四国への入航空路、航海路が交通の手段である。

近畿方面から本地域に来る場合、神戸からフェリーで徳島まで3時間20分、さらに、徳島からバスで鶯敷町まで1時間30分かかり、また岡山・広島方面からは、宇高連絡船により宇野から高松まで1時間、高松から徳島まで鉄道で1時間20分、徳島から鶯敷町まで1時間30分かかる。

また、各町村までの所要時間は(表1)に示したように比較的時間がかかる。

将来、交通ネット・ワークが整備されると本州各地からの本地域への時間距離は大幅に縮まる。したがって、日帰り圏に含まれる地域は四国東半分、岡山および姫路から大阪の一部、滞在を伴う圏域には、大阪以东および岡山以西の各地域が該当する。

また、昭和48年4月、宇高航路に就航したホーバクラフトのような時速80~100キロではしる高速船が就航することにより、各地域からの時間距離は、一層縮まるものと考えられる。

以上のように、本地域の観光レクリエーション開発は、近畿圏都市居住者および徳島市を中心とする都市住民の週休利用等の日帰りを目的とした位置付け、および夏を中心に滞在利用を目的とした位置付けがあるものと考えられる。

しかし、特に当地域においては主要観光レクリエーション地のネット・ワークからはずれているので、観光道路計画、国道、一般県道等の道路の整備を早期に実現をはかる一方、高知県の観光レクリエーション地との一体化を考慮した開発計画がなされるべきである。

表1 徳島市までの到達時間

市町村名	徳島市までの距離 km	徳島市までの交通機関別時間		
		1.鉄道1)	2.バス	3.自動車2)
鶯敷町	56.5	時間分 1.28	時間分 1.30	時間分 1.20
相生町	66.5	1.48	1.50	1.40
上那賀町	95.5	2.28	2.30	2.20
木頭村	128.5	3.20	4.00	3.12
木沢村	105.0	2.45	3.40	2.37

(注): 1) 桑野で自動車から鉄道に乗り換え
2) 平均40km/時

3 地形・地質

本地域は、剣山地の南部に位置し、大部分が山岳地である。本地域の最高峰は、四国において石鎚山(1,981m)について二番目に高い剣山(1,955m)が木沢村、麻植郡木屋平村、三好郡東祖谷山村の境にあり、そこから東へ天神丸(1,631m)、雲早山(1,495m)、高丸山(1,438m)の山並みが続いている。南東へ権田山(1,609m)、平家平(1,603m)、南にシロウギウ峠、丸石(1,683m)、石立山(1,707m)、行者山(1,351m)、また、本地域の南部を東西に甚吉森(1,423m)、湯桶丸(1,372m)、吉野丸(1,116m)が続いている。このように、本地域は標高1,000m以上の山々で周囲を囲まれており、また、5町村は山によって明確に分かれている。

傾斜度の分布を見ると平地が少く、多くの部分が、20°以上の傾斜を呈している。

20°以上の傾斜地では、大規模な観光レクリエーション開発は不可能であり、また施設を設置する場合も防災的な見地からの検討が必要である。

また、本地域の中央部を東西に那賀川が流れており、ダムが各所に見られる。ダム景観はこの地域の景観の特色の一つであるから、この景観の観光レクリエーション的利用を検討する必要がある。

木頭村は石灰岩の露頭が多く、石立山、高の瀬狭一横は大断崖を形作っている。

また、上那賀町等では鐘乳洞の分布もみられる。このような諸条件により、交通は那賀川に沿った国道195号線を中心である。しかし、川に沿って屈曲した道路であり、その巾員も狭い。その他の道路も地形的に制約を受けるため、一車線の道路が多く、生活および、産業に

支障をきたしている面も少なくはない。

(なお、レポートにおいては、自然的条件についてその他気象、生物季節、植物相および動物相についても解析してあるが、頁数の関係で省くことにする。)

3 地域構造

(1) 人口

昭和30年以降、経済発展に伴う、都市における人口過密問題とともに、農山村地域における、「過疎」という問題が生まれた。

過疎地域対策緊急措置制度における過疎地域とは、昭和35年から40年の間に10%以上の人口の減少があった市町村、および、地方交付税法の市町村の基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の昭和41年度から昭和43年までの平均が0.4%未満である市町村と定められている。

人口の急激な減少は、今日まで営まれていた社会生活を破壊し、残った人々の経済、福祉、教育などにさまざまな悪影響をおこす。特にこの傾向は西日本において早く始まり、東日本へと移行している。

まず人口の推移を各町村別にみると、昭和35年から昭和40年の人口減少率は、木頭村を除いてすべて10%以上となっている。また、昭和40年から昭和45年の5ケ年の人口減少率も10%以上であり、上那賀町、木頭村においては20%以上の、人口減少率を示している。徳島県の人口の推移をみると、全体では2.9%の減少となっているが、市部においては逆に25%の増加となっており、この地域の人口減少の激しさがわかる。

つぎに、転出、転入動向もみてる。転出では、大部

分が、徳島市、阿南市等の市部に集中している。また県外へ転出の場合、近畿方面が最も多い。転入者もこれらの方面から多いが、その数にはあまり変化はみられない。新卒者の転出動向も、同じような傾向を示している(表2)。

さらに、産業別就業人口をみると、各町村とも第2次産業、第3次産業の就業人口はあまり変化はみられないが第1次産業の就業人口は大きく減少している。この減少した第1次産業就業人口は、近畿圏への転出者となっているものと思われる(表3)。

以上のべたように、丹生谷地域の人口推移は近畿圏を中心に都市部へ移行する傾向がみられる。これは、本地域において、第2次産業、第3次産業などの雇用数が少ないためであると思われる。本地域において地場産業を起すことにより出稼ぎ労働力を当地域内で吸収する一環としての観光レクリエーション開発に対する期待もここにある。

また、人口ピラミッドをみると、15才から40才までの労働可能人口が非常に少なくなっていることがわかる。さらに老年化指数($\frac{60才以上の人口}{15才未満の人口}$)をみると、昭和45年の老年化指数の全国平均は0.44であるのに対し、本地域のそれは非常に高い。今後若年層の人口はますます減少し、老年層(60才以上)の減少速度より早いいため、本地域においては、ますます老年化指数が高くなる傾向にある。

このようなことから、人口減少に対する諸対策および老人対策が、本地域計画にあたって望まれることである(表4)。

表2 人口の推移

町村	人口	年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	A	B
鶯敷町	総人口		4,930人	4,726人	4,182人	3,699人	(%)	(%)
	男		2,442	2,310	2,010	1,692		
	女		2,488	2,416	2,172	2,002	11.5	11.5
相生町	総人口		6,578	6,279	5,225	4,586		
	男		3,288	3,108	2,504	2,175		
	女		3,290	3,171	2,721	2,411	16.8	12.2
上那賀町	総人口		7,941	5,672	5,100	3,984		
	男		4,279	2,834	2,662	1,960		
	女		3,662	2,838	2,433	2,024	10.0	21.9
木頭村	総人口		2,792	3,907	4,115	2,884		
	男		1,478	1,720	1,786	1,509	(増加)	
	女		1,314	2,187	2,329	1,375	5.3	29.9
木沢村	総人口		2,472	2,695	2,163	1,794		
	男		1,275	1,459	1,100	908		
	女		1,197	1,236	1,063	886	19.7	17.0
徳島県	総人口				815,115	791,111		(増加) 2.9
	市				373,778	383,059		2.5
	郡				441,337	408,052		7.5

- (注) 1. A 人口減少率 $\frac{\text{昭和35年の人口} - \text{昭和40年の人口}}{\text{昭和35年の人口}} \times 100$
 2. B 人口減少率 $\frac{\text{昭和40年の人口} - \text{昭和45年の人口}}{\text{昭和40年の人口}} \times 100$

表3 就業人口の推移

(単位;人,%)

項目 町村名	年	総数		第1次産業			第2次産業				第3次産業						
		計	計	農業	林業	水産業	計	鉱業	建設業	製造業	計	卸小売業	金融 不動産	運輸 通信	電気 ガス	サー ビス業	公務
鶯敷町	昭40年	1,967 (100)	888 (45)	825	60	3	391 (20)	22	106	263	688 (35)	262	32	116	3	224	50
	昭45年	1,942 (100)	711 (37)	674	36	1	520 (26)	13	164	343	711 (37)	244	42	97	5	275	48
相生町	昭40年	2,694 (100)	1,675 (62)	1,507	167	1	438 (16)	3	174	261	580 (22)	193	9	108	51	182	37
	昭45年	2,677 (100)	1,396 (52)	1,247	147	2	562 (21)	2	263	297	719 (27)	186	20	192	40	237	44
上那賀町	昭40年	2,491 (100)	1,180 (47)	583	597	0	674 (27)	1	467	206	637 (26)	214	19	78	39	225	62
	昭45年	2,120 (100)	930 (44)	436	494	0	535 (25)	3	237	295	655 (31)	189	19	89	33	262	63
木頭村	昭40年	2,209 (100)	1,174 (53)	499	675	0	412 (19)	13	325	74	623 (28)	259	14	48	5	263	34
	昭45年	1,558 (100)	779 (50)	296	483	0	334 (22)	25	158	151	445 (28)	134	7	55	1	203	45
木沢村	昭40年	925 (100)	574 (62)	244	330	0	81 (9)	1	52	28	270 (29)	74	0	33	21	114	28
	昭45年	838 (100)	509 (61)	152	357	0	88 (10)	2	70	16	241 (29)	49	1	36	13	115	27

- (注) 1) ()内は構成比
 2) 国勢調査

表4 産業近代化率と老年化指数

町村 年次	産業近代化率			老年化指数 (昭45)
	昭和35年	昭和40年	昭和45年	
鷺敷町	1.08	1.21	1.73	0.79
相生町	0.51	0.61	0.92	0.75
上那賀町	0.60	1.11	1.28	0.68
木頭村	0.55	0.88	0.99	0.55
木沢村	0.47	0.61	0.65	0.58

(2) 所得

我国における1人あたり平均所得は、昭和45年において359,000円となっている。

各県別1人あたりの所得を比較すると、最高は東京都

の533,000円で、最低は鹿児島県の192,000円である。徳島県の1人あたり平均所得は、284,000円で、比較的低い位置にある。

本地域における所得をみると、図2のように県平均以下であることがわかる。

また、本地域における町村の産業別生産額をみると、鷺敷町を除いた4町村は第1次産業の割合が40%以上を占めており、第2次産業の占める割合は、極めて低い。このように、本地域は第1次産業、その中で特に林業からの収入に依存してきた傾向が強い(表5参照)。したがって、第1次産業のみならず社会的立地を生かした第2次産業および第3次産業の振興方策が期待されるのである。

表5 各産業従事者の1人当り年間平均所得

(単位;千円)

項目 町村名	農	林	水	鉱	建	製	小	金不	運	サ	公	そ	平
	業	業	産	業	業	造	売	融	輸	ー	務	の	均
	業	業	業	業	業	業	業	動	通	ビ		他	
	業	業	業	業	業	業	業	保	信	ス			
	業	業	業	業	業	業	業	險	業	業			
鷺敷町	250	450	333	227	358	220	377	320	370	651	580	—	376
	318	640	400	615	347	385	434	620	484	989	1,166	—	582
相生町	162	1,470	480	—	332	378	423	2,301	339	663	652	1,536	794
	261	2,051	731	—	594	620	762	3,038	601	1,060	992	2,741	1,223
上那賀町	141	858	—	—	435	134	258	841	386	621	755	—	492
	202	1,506	—	—	670	207	335	1,900	568	875	1,127	—	821
木沢村	86	954	—	—	576	107	324	—	848	666	607	1,666	648
	256	1,211	—	—	634	110	346	800	750	754	825	1,701	738
木頭村	62	878	—	923	209	135	332	3,500	541	708	647	—	794
	216	2,130	—	3,760	1,455	562	649	1,142	750	1,000	1,044	—	1,270

(注) 1. 上段: 昭和40年度 下段: 昭和45年度
2. 各町村調べ

図2 市町村別1人当たり分配所得(昭和42年)

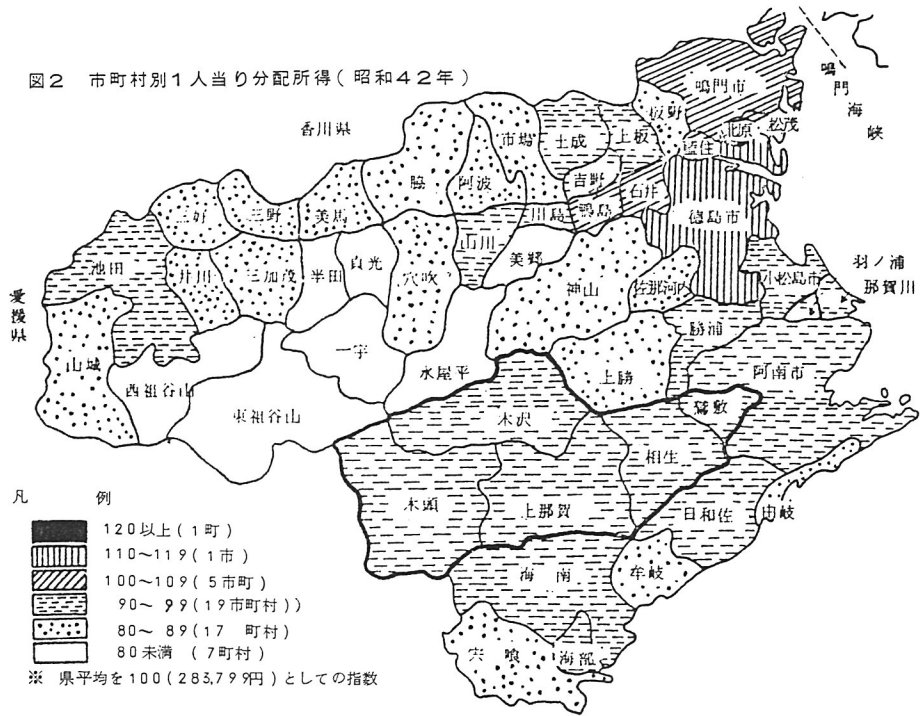


表6 市町村内純生産

(単位:百万円)

項目名	年度	総数	第一次産業				第二次産業				第三次産業						
			計	農業	林業	水産業	計	鉱業	建設業	製造業	計	卸小売業	金融不動産業	運輸通信業	電気ガス	サービス業	公務
徳島県	昭40年	167,426 (100)	34,611 (21)	19,950	11,237	3,424	3,783	1,826	11,041	2,497	94,976 (57)	25,028	15,956	7,593	3,646	33,008	9,655
	昭45年	366,530 (100)	58,690 (16)	39,168	12,518	7,004	10,937 (30)	2,822	29,688	7,680	198,523 (54)	56,977	30,656	15,722	855	39,136	10,386
鷲敷町	昭40年	693 (100)	186 (27)	98	87	1	99 (14)	31	32	36	408 (59)	75	76	44	6	169	38
	昭45年	1,269 (100)	275 (22)	176	98	1	305 (24)	3	105	192	689 (54)	125	123	49	16	310	66
相生町	昭40年	841 (100)	452 (54)	138	314	0	111 (13)	4	78	29	278 (33)	27	22	41	3	156	29
	昭45年	1,369 (100)	597 (44)	243	352	2	180 (13)	0	106	74	592 (45)	57	9	107	8	350	61
上那賀町	昭40年	1,049 (100)	635 (60)	40	595	0	61 (6)	1	45	15	353 (34)	32	46	30	9	189	47
	昭45年	1,925 (100)	742 (38)	74	668	0	321 (17)	0	211	110	862 (45)	46	77	57	143	452	87
木沢村	昭40年	767 (100)	566 (74)	18	548	0	35 (4)	1	34	0	166 (22)	13	0	12	31	89	21
	昭45年	1,053 (100)	650 (62)	37	611	0	104 (10)	0	104	0	299 (28)	17	9	27	36	169	38
木頭村	昭40年	1,348 (100)	847 (63)	26	821	0	150 (11)	18	125	7	351 (26)	30	34	18	3	238	28
	昭45年	1,750 (100)	984 (56)	71	913	0	364 (21)	77	228	59	402 (25)	120	3	39	9	169	62

(注) 1. ()は構成比

2. 国勢調査

3 産 業

前項で述べたように、第1次産業が全生産額に占める割合が最も高く、次に第3次産業、そして第2次産業となっている。

一般に、産業近代化率

$$\left(\frac{\text{第2次就業者} + \text{第3次就業者}}{\text{第1次産業就業者数}} \right)$$

により、産業の構造をとらえることができる。その結果は(表4)に示してある。昭和45年の徳島県のそれは2.2であるのに対して、本地域はかなり低いといわざるを得ない。

第2次産業の多くは、製材工業、チップ工業の木材関連産業である。しかし近年、外材の輸入増加、製品需要量の減少などでこれらの業種に低迷のうちに推移した。昭和47年に入ってから景気回復につれて、これらの業種も回復して来た。他の業種としては、建設業、鋳業がみられる。建設業は各町村とも生産額に占める割合は高い(表6)。

鋳業は、鷲敷町、木頭村にあるが、その生産額に占める割合は極めて低い。今後、景観を破壊しないよう努めながら、石灰岩のセメント工業等への利用が望まれる。

工場の分布は、多くが、国道195号線に沿っている。

工場(事業所)数、従業者数をみると、1工場(事業所)当りの従業者数は比較的少ない。

このように、本地域は工業の発展が遅れている。これは本地域全体の生産額の増大をさまたげ、それが地域住民の所得水準の低さをまねいている。今後、本地域の地域特性をいかした産業の振興、最近みられる繊維産業、電気部品産業の誘致等を観光レクリエーション開発と兼せて行なうことが検討されても良いであろう。

つぎに、商業については、商店数、従業者数、年間商品販売額をみると、鷲敷町が本地域における商業の中心地となっていることでわかる。

業種別の事業所数、売上額をみると、各町村とも事業

所数にはあまり変化はみられない。売上額は年々上昇している。これは、本地域においても、生活様式の変化にともない、自給自足の生活から、消費文化の生活へと変化していることがわかる。

商店は、ほぼ全域に分布しているが、その規模は小さい。今後、各町村に、地域住民のコミュニティの場、レクリエーションの場と兼合せたショッピングセンター等の施設も考えなくてはならないであろう。

さらに、第1次産業についてみる。

本地域は、約90%以上が森林となっており、農耕地の占める割合は約1.5%となっている。特に木頭村、木沢村は約99%が森林となっている。

農林水産業の生産額を表-7からみると、鷲敷町、相生町においては農業の生産額が比較的多く、他3町村は林業の生産額が大部分を占めている。また、農家数の中で専業農家の占める割合は、鷲敷町、相生町において約7~4%である。他の3町村は、農家のほとんどが、兼業農家である。(表-8参照)

これは特に兼業農家の中で、第2種兼業農家の数が非常に多いことは、農林業に対する就労意欲がなくなり、農林業の生産高の減少に大きく影響する。

鷲敷町、相生町では農業においては、比較的生産額が伸びているが、林業の伸びはない。他の3町村においては、農・林業とも伸びていない。また、家畜飼育状況は、昭和45年は昭和40年に比べていづれも減少している。

以上、述べたように、本地域における農林業の状況は決してよくない。今後、林業では林道の整備、将来需要が伸びると思われる造園樹木の生産、農業では、本地域の特徴をいかした、高冷地野菜の生産、果樹園の振興等を行なうと共に、観光、レクリエーション開発にともなうきのこ狩りや山菜狩りを行ない、阿南市、徳島市付近はもちろんのこと大阪在住の都市域住民の利用をはかり、地域収入の増加を見込むことが望まれる。

表7 農林水産業の生産額

(単位;万円)

町村名	項目 年度	農 業			林 業		水 産 業		合 計
		畜 産	穀 物	野 菜	パルプ	その他	養 魚	その他	
鶯敷町	昭和40年度	2,400	4,800	3,600	5,300		100		16,200
	45	2,900	6,000	5,200	6,600		200		20,900
相生町	40	2,600	7,000	200		15,938			25,738
	45	2,800	10,400	300		18,785			32,285
上那賀町	40	200	2,500	410		9,601			12,731
	45	200	2,000	460	2,376	5,149.1			5,652.7
木沢村	40	600	1,300	200	1,000	2,155.0			2,465.0
	45	500	1,300	400	15,000	1,855.0			3,575.0
木頭村	40	500	5,200	100		6,420.0			7,000.0
	45	200	7,200			3,956.0			4,696.0

(注) 1) 各町村調べ

表8 経営形態別農家数の推移

(単位;戸)

町村名	項目 年度	非農家を含む 総世帯	農家 総数	専業 農家	第1種	第2種
					兼業	兼業
鶯敷町	昭和40年	1,041	480	86	166	228
	45	1,004	440	31	167	242
相生町	40	1,138	739	57	305	377
	45	4,586	718	33	258	427
上那賀町	40	1,198	550	5	122	423
	45	1,119	522	6	35	481
木沢村	40	330	298			298
	45	328	284			284
木頭村	40	900	397	3	52	342
	45	832	341	2	21	318

(注) 1) 各町村調べ

表9 土地所有別面積

(単位; 上段 ha、下段 %)

町村名	項目	国有地	県有地	町村有地	民有地	合 計
鶯敷町			65			
				54.1	73.9	793.1
相生町				6.8	93.2	100
上那賀町		34.9	16.2	148	2,652	3,311
		10.5	4.9	4.5	80.1	100
木沢村		1,365	582	400	12588	14,941
		9.1	3.9	2.7	84.3	100
木頭村		3,109		675	18868	22,652
		13.7		3.0	83.3	100

(注) 民有地は1個人が10 ha以上所有しているものの合計

(4) 土地利用状況

川辺の平坦地が、水田、畑の農耕地あるいは集落となっている。全体的にみて耕地、草地、宅地は極めて少なくほとんどが山地である。また木頭村、木沢村の一部を除いて標高約1,000 m以下においてスギ林が植栽されている。丹生谷地域は農業に対する立地条件が悪く農林業の兼業化が急激に進行している。そして、他地域との所得の格差、あるいは老令家族構成割合の増加傾向、自立経営指向農林家の農林業展開上の制約等があらわれている。対策として工場誘致、観光開発、農業振興、林業振興と異質のものの振興を図らなければならないので将来の展望に立った総合的な土地利用計画の樹立が必要である。特に工場敷地の予定地や、それに付随する住宅用

地の予定地と農業振興地区との調整、あるいは観光道路や施設の配置と林業振興地区との関連の考慮などが必要である。それは丹生谷地域の自立経営指向農家の農業の展開方向は、かならずしも野菜、花卉、茶などに止まらず酪農、養豚、飼育牛、養鶏とかなり住宅地から忌避されるものも多いことによるし、工場敷地や住宅団地の近接地では経営規模の拡大が著しく制約されるおそれも大である。また林道と観光開発との関連にしても丹生谷地域の林業の振興をはかるには林道の未整備が大きな制約となっているが、停滞的な現状からすれば観光開発との関連において林道を整備することなどが必要である。

また、丹生谷地域のように急傾斜の山地においては住民の安全性、田畑の保護のために保安林の必要性は大で

ある。国有地のような公共用地では問題ではないが、民有地のような場合、法的規制において各種の問題が生じてくる。このような場合、県あるいは国の何らかの保証によって必要な各種保安林を確保しなければならない。特に上流域の流れの早い溪流部において土砂崩壊防備保安林または土砂流失防備保安林が少ない。これらの流域のある部分においては土砂が川を塞いだりしている。今後、観光レクリエーション開発、林道開発によって奥地の利用度は高くなることから安全性のために保安林の確保をはからなければならない。また、これらの保安林を観光レクリエーションのために利用することも考慮に入れなければならない。

(5) 土地所有

土地所有状況については表-9に示してあるが、全体を通じて標高の高い地域において国有地、県有地、町村有地が多い。これらの地域はほとんど樹林地をなしている。また、剣山国定公園、中部山溪県立公園の民有地に

おいて、一部に国有林、県有林がみられる。公有、民有の構成比をみると約85%が民有地、国有地が約11%、県有地が約3%、町村有地、部落有地の順となっている。国有林、特に国有林は広面積の単一所有で施業が統一である点では、民有地とは経営基盤を異にするが、標高約1,000m以上にあること、交通の便が悪いこと、機械化が困難であること等の自然的立地条件からくる別の問題も考慮しなければならない。しかし、最近の自動車道路や運搬技術の進歩は奥地林の性格を一変させるほどめざましい。これらとともに国民の野外観光レクリエーションからの森林景観に対する評価が高まり、その保全が強く要求されるようになった。従来の森林資源は木材としての利用に最大の重点がおかれていたが、今日では多種多様な動植物の調査研究のためにあるいは観光レクリエーション利用のために森林それ自体を考慮するようになった。特に国有林のような場合には観光レクリエーションの利用が既存の利用に優先することを正当視するようになったともいえる。

表10 土地利用現況

(単位; 上段 ha
下段 %)

項目 町村名	総面積	耕 地				草地	山地	宅 地					その他
		田	畑	樹園地	計			住宅	商業	業務	工業	計	
鷺 敷 町	2,994(ha) 100.0(%)	165 5.5	17 0.6	110 3.6	292 9.7	0	2,405 80.3	17 0.5	8 0.3	5 0.2	2 0.1	32 1.1	265 8.9
相 生 町	1,001.5 100.0	350 3.5	26 0.3	82 0.8	458 4.6	28 0.3	8,725 87.1					42 0.4	762 7.6
上那賀町	1,751.3 100.0	112 0.6	38 0.3	23 0.1	173 1.0	0	16,590 94.7	30 0.2	2	2	1	34 0.2	716 4.1
木 沢 村	1,506.2 100.0	40 0.3	49 0.3	16 0.1	105 0.7	2 0.01	14,941 99.2	13 0.1	1			14 0.1	
木 頭 村	2,275.9 100.0	61 0.3	34 0.1	21 0.1	116 0.5	50 0.2	22,530 99.0	13 0.1	1 0	10 0	1 0	21 0.1	42 0.2
総 計	68,343 100.0	728.14 1.0	1,641.4 2.2	25,151 36.3	114,379 165.9	80 0.1	65,191 94.1	73 0.1	11.3 0.0	16.3 0.0	3.9 0.0	104.5 0.2	1,785.3 2.5

III-3-6 生活圏

図3には副次的生活圏を示したものがあがるが、これらの設定基準は次のとおりである。

- 1) 集落-圏域の広がりは一一定しないが、実態として20~80戸程度で景観的に一つのまとまりとして認識される程度の自然集落。
- 2) 基礎集落圏-圏域半径500~1,000m、100~500戸で幼児、老人の徒歩限界程度の広がりを行

する生活圏域。

- 3) 一次生活圏-圏域半径2,000~4,000m、600~1,500戸で小学校児童の通学区域程度の広がりを行する生活圏域。
- 4) 二次生活圏-圏域半径4,000~6,000m、1,500~4,500戸で中学校生徒の通学区域程度の広がりを行する生活圏域。自然集落における世帯規模別部落数とあわせて考察すると木頭村、木沢村、上那賀町。

上流域の集落では世帯数の少ない集落が多く、散在的である。相生町の下流域、鷺敷町では集落の規模も他と比べて大きくなっており各集落も集中している。これらは宅地開発、道路開発に困難な地形によるものである。平坦な地形を開発して集落が形成されているため木頭村、木沢村、上那賀町では二次生活圏が細長く伸びている。この地域では二次生活圏は15kmにも及んでいる。山道であること、未舗装が多いこと等を考えあわせると、これらの地域の生活の範囲は広く不便であるといえる。

通学圏をみても通学範囲は広い。上那賀町、木沢村、木頭村の中学校生徒の通学圏は約10kmに及ぶ集落がある。これらの通学範囲の広さにバスの発着回数が少

ないこととあわせて、通学の不便さを増している。

また、相生町を除いて国・県道に接している町村は少なく、自動車通行可能な道路に接していない町村が多いことも通学の不便にも拍車をかけている。

通勤においても通学圏とはほぼ同じようなことがいえる。鷺敷町では徳島市、阿南市への依存度が強いが木沢、木頭方面への依存度は弱い。相生町では徳島市、阿南市、日和佐町にあるいは鷺敷町に依存度が強くなっている。そして、木沢、木頭方面にも依存している。木頭、木沢では丹生谷地域の産業にほとんど依存しているといえる。

図3 生活圏図



生活圏図
凡例
● 自然集落
○ 基礎集落
○ 一次生活圏
○ 二次生活圏

4 観光レクリエーション施設、資源の状況

(1) 広域、観光レクリエーション資源

広域的に自然的観光レクリエーション資源をみると、本地域は近畿および中国地域には少ない標高の高い山地の観光レクリエーション資源であることが特徴である。

将来、近畿・中国地方、特に近畿地方は鳴門架橋によって丹生谷地域との距離は日帰り圏内にはいる近畿地方にはない山景等の観光レクリエーション資源地として、この方面からの利用は多くなると思われる。

(2) 県域観光レクリエーション資源

自然公園及び自然的レクリエーション資源の分布をみると海岸部および剣山を中心とした部分に集中している傾向がある。利用度は海岸部の方が高く、本地域を含む剣山一帯の山岳地は施設も少く、利用度も低い。また文化財の分布も本地域は少ない。

指定文化財は海岸部および吉野川流域に集中しており、本地域には非常に少ない。

なお、徳島県の観光ブロックはつぎのように4地域に分けられる 1) 鳴門ブロック 2) 徳島ブロック 3) 剣山ブロック 4) 阿南ブロック

本地域は阿南ブロックに含まれているが、景観的にはむしろ剣山ブロックと類似している。

以上、鳴門架橋の開通により大阪府、兵庫県が日帰り圏となるために広域的に、県域的に観光レクリエーション施設、資源の状況をみてきたが、広域的な意味において、大量の人口を有している大阪府、兵庫県周辺には徳島県に存在する山景の資源はない。よい整備計画をすることによって近畿方面からの需要も期待することができよう。

(3) 丹生谷地域の観光レクリエーション施設、資源

丹生谷地域は自然条件の項で解析したように周辺都市住民の観光レクリエーションの要求に応えるべき自然(地形、植物、動物等)資源が主体をなしている。

これらは急峻な傾斜、高い山々等の山景を利用したものであるが、このような山景は徳島県を通じてみることが出来るものもある。

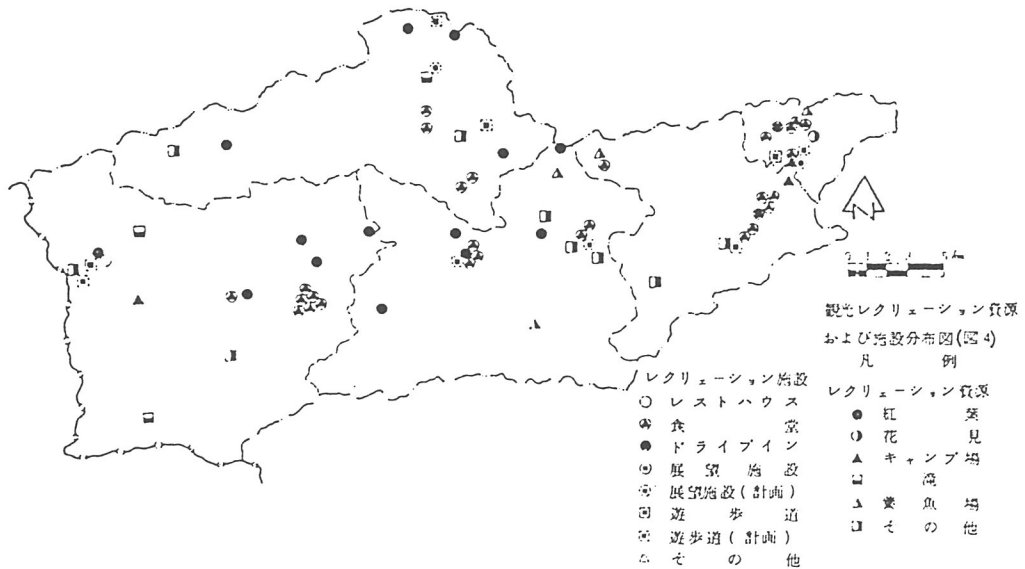
文化財の状況を見るとほとんどが有形文化財である。規模において年間観光客数から多量の観光レクリエーション客を有する資源は少ない。

社会的観光レクリエーション資源、施設は鷲敷町、上那賀町に集中している。施設、資源は利用客数が多いほど価値が高いものと想定すれば川口ダム、高の瀬狭、黒滝寺、釜の谷、雲早山、淡水魚センターが観光レクリエーションとして価値の高いものであるといえる。

木沢、木頭においては滝もみられる。社会的施設である食堂も各町村に集中しており、これには宿泊施設を兼ねたものもある。ドライブイン、展望施設、遊歩道のような観光レクリエーション付随施設は各町村ともにきわめて少ない。

宿泊施設の分布をみると食堂の分布状況と似ている。利用客をみると木頭村が最も多く、次いで木沢、上那賀となっているが、これは観光レクリエーション客の利用というよりむしろ、林業労働者等の客の方が多いものと思われる。

図4 観光レクリエーション資源および施設分布図



先に社会条件、自然条件で解析した結果により丹生谷地域へは乗用車で訪れる客も多いと思われることから、サービス施設の分布をみると、レストハウスは木頭村に1ヶ所あるだけで他の町村には全くない。自動車修理工場は国道195号線沿いにはほとんど集中している。将来、自動車による観光レクリエーション客が多くなった場合を考えて、レストハウス等とともに考えなければならない。

以上、観光レクリエーション資源、施設について述べてきたが一般的には丹生谷地域以外の地域においても同じような資源、施設を有している。しかし、徳島市、小松島市、阿南市、特に、今後人口の増大が予想される阿南市に隣接していること、室戸、阿南海岸国定公園の大規模な資源を有している地域と最も近いことを考えあわせると、阿南市の奥座敷として、あるいは徳島市、小松島市からの多量の観光客の需要が予測できる。

IV 丹生谷地域の住民意識と方向性

表11および表12には丹生谷地域の住民、特に若い人達が自分達の生活環境をどう思い、将来の生活の展望をどのように意識しているかを座談会方式で行ったものを記述してある。これには性別の比率、年齢、人数など幾多の問題があるが、大まかな若い人達の丹生谷地域に対する意識、方向性はつかめるものと思える。

1 観光開発について

現況分析でもわかるように過疎化現象は続いており労働力あるいは文化的生活等に対する不安は持っており問題の解決策として観光による解決を考えているようである。

丹生谷地域においては自然が破壊されずに残っている。この自然の状態だけからみると観光レクリエーション地としての可能性を持っているといえる。そしてレクリエーション欲求を満たすような開発を行なうならば経済的不振を抑止できるであろうし発展してゆくものと思われる。

計画の目標に地域住民の生活水準を向上させることをあげてあるがこれには所得水準をあげることが第一に要求される。これは地域内にある生産的資源をもっと有効

に利用することである。例えばアンズ、ニズ、ウメ等の農産物を観光レクリエーション用にあるいは加工等をすることである。

しかし最も困難な問題は生活についての項にもあるように山での仕事をしていた者が他の仕事をした場合、技術的な面と社会心理的な面に問題が生じてくることである。解決策として観光農園、養漁場によって収益を上げる方法が考えられる。このように適切な観光レクリエーション事業を行なうことにより、所得の増大、諸事業活動を増大させて収入の増大を導き、さらに地域の人口増加となり、産業活動を刺激される。また、丹生谷地域住民にもレクリエーションの機会を提供して有効需要の水準を高める等、効果があらわれるものである。

2 丹生谷地域の自然について

「丹生谷地域には自然がかなり残っているので、例えば川の石を持ち去って行く者に対して少しくらいやむをえない、あるいは生活のためにはスーパー林道のような開発はやむをえない」という思想と、「スーパー林道によって自然を破壊されたくない」という思想があり、都市との関係を深めてゆこうとしている現在、地域住民の生活環境に対する意識は定かでないようである。地域住民の生活環境は最終的には地域住民の意志によって決めることであるが住民の提案（要望）にもあるように地域住民が認識するまで国、県、町、村は国土計画的視野、広域的視野、県域的視野で立脚した土地利用計画のもとに地元民を指導してゆかなければならない。

3 産業について

現況分析の項で明らかのように基盤産業は全国的に知られている木頭林業であるが最近外材の輸入が多くなり国産の木材市況の低迷によって林業労働者は都市へあるいは他産業へと転出していった。それにより林業は質・量とも低下の一步をたどっていったようである。そしてアンケート調査にもあるように林業（スギ）に対して経営的意欲をなくし他の農林業部門に手を出しているようであるがよい結果は未だあらわれていないようである。丹生谷地域の自然的、社会的立地条件から、あるいはアンケートによる住民の声からもわかるように観光事業が丹生谷地域に与える影響としては貸金等による所得の増大で農林家の経営基盤が安定すること、木材工芸品、シイタケ等の特殊林産物、フキ、ゼンマイ等の林野副産物等の商品化が進展すること、あるいは、もぎとり果樹園、キャンプ場、駐車場の設置等、森林所有者の所得向上と密着したものの事業化が可能となること等のメリットが

表1.1 鷺敷町、相生町におけるヒアリング

1. 年月日-昭和48年2月16日 2. 場所-相生町役場 3. 人員構成-男16名、女4名
 4. 年齢-20~30才(想定)

項目	質問	回答	提案
観光開発について	1. 観光診断の経過はどうか。 2. どのような観光開発をするのか。 3. どのくらい自然をかえるものか。 4. 点の開発か、線の開発か。 5. 全域での観光開発は無理ではないか。 6. 大企業独占の利益になるのではないか。	1. 観光とは見て楽しむものである。 2. ヌズミンを奥地まで買いに行っている。 3. 地元の人々は観光にたよっている。	1. 徳島県は食べ物で名が知られているのでその資源を利用する。 2. 他にない施設を置いてはどうか。 3. 木沢から剣山へのコースが紅葉時に美しい。 4. 標識(宜伝・道案内)が必要である。
丹生谷地域の自然について		1. 自然を破壊されたくない。 2. スーパー林道は自然の破壊だ。 3. 自然を破壊しているのではなくて生活のためによいことだ。 4. 生活のためには自然破壊はやむをえない。 5. 川の石を持ち去る人がいるが少しくらいやむをえない。	1. 県が保護、保全、開発の指導をしてほしい。 2. 自然保護を優先させ公害のない工場なら誘致してよいのではないか。
産業について	1. ゴルフ場を設けて採算がとれるのか。		
生活について	1. 最近みんなせちがらくなっていないか。	1. 1週間に1回徳島市、阿南市に遊びに行く。 2. 丹生谷5カ町村にし尿処理場ができるが設置場所が悪く好ましくない。 3. 個々の町村は独自にし尿処理をしなければならない。 4. 最近せちがらくなっている。	1. 道路を敷けば生活、観光、その他のためによくなる。
周辺の市町村との関係について	1. 高級住宅地として発展してゆくかどうか。		1. 阿南市の下請け的役割あるいはベット・タウン化するが公害のない施設を置いていったらよい。

表12 木頭村、木沢村、上那賀町によるヒアリング

1. 年月日—昭和48年2月17日
 2. 場所—上那賀役場
 3. 人員構成—男12名、女5名
 4. 年齢—20～30才 15名 30～50才 2名

項目	質問	回答	提案
観光開発について	1. 観光に利用できる資源はあるのか。 2. 観光診断の目的はなにか。 3. 自然保護も考慮に入れなければならないのではないか。 4. スーパー林道を考慮に入れなければならないのではないか。 5. 観光開発によって利益を得るのは一部の人ではないか。 6. 観光開発の目的は何か。 7. 土地をうるおすことではないか。 8. 観光開発より多くの人が働くか、生活のための施設をつくった方がいいのではないか。 9. 観光に投資するより他のことに投資した方がいいのではないか。	1. 第1の目的は住民の生活の向上を図らなければならない。 2. 観光とは見て美しいと感ずることと安らぎを与えることで利益は問題ではない。 3. 収益のない観光など反対だ。 4. まず人を呼ぶことが第1である。	1. 丹生谷地区内の各観光地と道路で連絡することによって成功するのではないか。 2. 水の資源を利用すればよい。 3. アメゴ、ユズ、ウメ等を副業にするのではなく本業にすれば観光と両立できないのではないか。
丹生谷地域について		1. 森林資源の保護をしなければならない。 2. 計画的に材木を伐採しなければならない。 3. 川の石は残すべきである。	1. 石は埋ってしまうから県の方で指導してほしい。 2. 手を加えないで残すべきである。
産業について	1. 基盤産業であるスギにすがっていたのでは生活してゆけない。どうすればよいか。 2. 後10年たって働く人がいなくなってしまう。どうすればいいだろうか。 3. 若い女の人の働く場所をつくれればいいのではないか。	1. いろいろ農協の指導によって実行してきたが成功しなかった。観光によって生活の基盤を築いてゆかねばならない。 2. 工場をつくり外材によって製品をつくれればよい。	1. 観光と地場産業とを両立させて向上をはかる。 2. 林業だけでは生活出来ない。観光と結びつけてゆかねばならない。 3. 他から工場を誘致するより独自でやればよい。 4. アメゴ、ユズ、マスを本業とするならばやっていたらいい。
生活について	1. 工場を作れば人口流出が防止できるのではないか。 2. 工場さえできれば通勤問題（交通機関）は解決できるのではないか。 3. 経済的な問題で若い人がいなくなっているのではないか。 4. 山での仕事をしてきたから他の仕事はできないのではないか。 5. 若い女の人がいれば男の人も残るのではないか。 6. そこで余生を楽しんでいるものについては集落移転は困難ではないか。	1. 賃金が安い。 2. 現実の問題は住んでいる我々が一生懸命働いて生活できるためにはどうすればよいかである。 3. この地域に残るものは残れ、去るものは去れという声もある。 4. 今の仕事の内容に満足していない。好む仕事をしたい。 5. 野球、卓球等をして楽しみたい。 6. 山道の整備が悪くて通れなくなっている。 7. 娯楽、教養施設がないから若い人がいなくなっている。 8. ゴミの処理場により洗濯物がまっ黒になる。 9. 青年団員の数が少なく、補助金も少なくなり、運営が困難になってきた。 10. 便利で快適な生活のために集落移転は賛成である。	1. 他から人を呼ぶのではなくて出ていった人を行事を行なう等によって例えば1年に1回よびもどす。 2. 坂州ダムを造ることによって住民を保護する。 3. 古い合理的でない習慣はやめた方がいい。 4. 林道がついた場合生活に便利な場所に移転したらいい。 5. 工場を設置するより道路を整備することにより他の市、県へ通勤、遊びに行けるから道路を整備計画すればよい。 6. レジャー施設が欲しい。 7. 青年会館をつくって欲しい。
周辺の市町村との関係について			1. 阿南市へ働きに行けば所得も上るから働きに行けばよい。

考えられる。また、木材関連工業のうち、廃材利用工業を導入することも検討に値する。例えばチップ工場から排出される廃材、樹皮、鋸屑等を利用した土壌改良剤や肥料の製造工業である。これはさらに地元における造園用樹木の生産にも役立てるであろう。注意すべき点は無計画な観光事業の導入は山村の自然を破壊し、地域住民の生活、習慣や伝統を破壊、ひいては農林業をも破壊することもありうることである。また、外来資本を導入した場合に、地元に対する利益の還元が少く、その上、林地の所有権が移転して合理的な山村振興にマイナスの影響を及ぼすことである。林地の合理的利用と山村振興の面からも町村外資本の導入にあたっては、ルールの確立が必要とされる。

4 生活について

生活についての不満の声として娯楽、教養施設が少なく、賃金が安いのに、自己の望む仕事の出来ない等がある。このようなことに起因して若い人達が自分達の地域にない都会の生活にあこがれて転出しているようである。

一般に山村地域を都市から遊離させている要因として交通の不便さがあげられる。過疎化現象によって経営不振におち入ったりして民間企業のバス路線廃止によって住民の遠・中距離輸送を困難にしたり、地形的に道路開発が困難なために工事の着工が遅れたりして都市地域と山村地域の生活は増々差が生じていったようである。このような状況にあって岐阜県吉城郡合村の場合、村営自主運行バスを走行させることによって住民の足を確保しているようである。世帯数121世帯、619人による「バス利用組合」を設立し、自らその運営にあっている。運営方法として、利用者の多少に関係なく毎月一世帯あたり1,000円の回数券を配り配付回数券以上にバス利用をする住民はさらに購入することとし、運行の時間帯については住民がそれぞれの生活にあわせて組み合わせることとし、また住民もなるべく利用をはかるようにつとめた。運転手の確保にあたっては地元の中から選び、運転時間は拘束しないで月給制としたりして確保している。問題点も多く残っているようであるが特に安全運転の管理責任者がいないことと事故を起した場合の損害補償である。このような問題に対しても住民が一体となって危険防止のために道路の整備をしたり乗客全員が車掌となったりしてその運営をはかり現在では大体収支の均衡がとれているようである。

コミュニティ（地域社会）の範囲における娯楽、教養等の各文化施設の配置の面から現在問題となっている通

学問題、学校の問題、青少年の教育問題等あるいは生活の便利さの問題等を集落再編成という形で解決をはかるのも一つの方策である。和歌山県本宮町を例にとってみると計画事業を昭和51年までの3期に分け住民の意向調査等から定住する条件が失われ集落として持続できなくなり、移転の気運が高まっている集落を第1期計画対象地域とし計画を進めてゆき道路の整備計画等もそれに附随して行ったようである。そして移転および移転の円滑化をはかるため1戸当たり220,000円の移転補助金を支給したり、移転者の就労において従来量り林業を行う住民には森林組合の労務班に所属させ雇用の安定化をはかったり、転職を希望する住民には本人の希望によって観光関連事業への就職をあっせんするなどして生活水準の向上をはかっているようである。計画にあたっての財源として国、県、地方債等の補助金により実施されている。集落再編成計画には今までの集落内の行事、宗教、掟等の習慣があり非常に困難であるがアンケートによると若年層において再編成計画に賛成する者もいて計画がスムーズに進むであろうし、進めなければならない事業である。

5 周辺の市町村との関係について

現況分析の結果等から特に野敢町、相生町、上那賀町は立地的特性より観光レクリエーション以外にも阿南市の特に宅地問題からの影響もありうると考えられる。また、木沢、木頭においては徳島市、小松島市、阿南市の観光レクリエーションの場として利用されるが、観光レクリエーションに対する国民の動向からみても人工的な観光レクリエーション施設を望んでいるのではなくて自然による観光レクリエーション資源・施設を希望しているようである。このようなことをふまえて観光レクリエーション開発に当っては、その基本路線から逸脱しないような配慮が必要である。先述の如く丹生谷地域の自然及び社会動向あるいは周辺市町村の動向を把握して観光レクリエーション開発を行なうことによって所得の増大を期待されるであろうし、観光レクリエーション開発によって道路や各種施設が計画的に整備され、生活環境が改善されることは重視すべきである。また丹生谷地域の観光レクリエーションの開発方向は、できるだけ自然を保持するものでなければならないから、開発拠点となる地区との関連、あるいは各ブロックとの有機的な関連を考慮して各拠点にあった開発をしてゆかなければならない。

V 丹生谷地域観光レクリエーション

開発基本構想

1 土地利用計画

我国において、農山村地域をとりまく諸要因の変化は急激である。農山村地域では、これらの変化にともない、農家、林家の兼業化の進行、他地域との所得格差、あるいは老令家族構成割合の増加傾向および人口の減少等のさまざまな問題がおきている。

これらの対策として、工場誘致、地場産業の振興、観光レクリエーション開発、農業振興、林業振興と異質のもの振興をはからなければならない。

また一方では、経済計画優先によって、なおざりにされていた自然保護政策が、最近の都市における環境汚染、観光開発による自然景観地の破壊、第一次産業地域における農業による自然環境の破壊等の進行によって大きくクローズアップされてきた。

このように、農山村地域においても自然の保護、自然の開発と利用および自然の保全を考慮に入れた、総合的な広域土地利用計画が必要であろう。

本地域における土地利用構想は以上述べたことを考慮して行なった。(図-5 参照)

(1) 観光レクリエーション開発適地

既存の自然的レクリエーション地および傾斜が 20° 以下の林業地、農業地が、観光レクリエーション開発適地として区分される。

傾斜が 20° 以上になると、特定の施設以外の設置は不可能である。水辺、樹林地は野外レクリエーション地としての利用が望まれる。

(2) 自然保護地区

国定公園、天然記念物、保安林および標高 $1,000\text{m}$ 以上の地区を自然保護地区とした。

本地域において標高 $1,000\text{m}$ 付近からブナ林が出現する。国土保全、水資源かん養、鳥獣保護、学術上意味をもつ自然林の保護の目的からブナ林は、保護されなければならない。

この地区における観光レクリエーション施設は、ネイチャートレイル(自然探勝路)、休息施設等限られたものにするべきであろう。

(3) 農業振興地区・農業地区

農業振興地は、農業構造改善事業、農地改良等のされ

た地区である。

この地区は、本地域における農業地として保護されるべき場所である。

農業地区は、一般の農耕地等であり、社会的レクリエーション施設等の設置が期待される。

(4) 林業振興地区・林業地区

林業振興地区は、林業構造改善事業地および標高 $500\text{m}\sim 1,000\text{m}$ の地区である。

本地域において林業は産業の中心である。そのため、今後観光レクリエーション開発によって、施業林として成り立たなくなることのないように保護しなければならない。

林業地は 500m 以下の地区である。樹林地は、河川とともに、キャンプ場、林間学校、ハイキングコース等、野外レクリエーションの場として適しており、また、山栗狩り、きのこ狩りなども楽しめるものと思われる。

(5) 市街地・集落

既存の市街地、集落および、集落再編成地区である。本地域において、集落の人口減少にともない、社会的文化的生活ができなくなりつつある。このため集落再編成を促進させ、また、レクリエーションセンターのような住民のための施設を設置する必要があるであろう。

2 観光レクリエーション開発計画

(1) 観光レクリエーション開発計画の概要

丹生谷地域の観光計画は拠点的に自然を利用した開発とする。それは丹生谷地域全体をまず観光資源であると考え、そのなかにおいて特に丹生谷地域のすぐれた景観を持っていると思われる地域を拠点と考え、地形、土地利用等からそれに適した施設を計画するものとした。多様な丹生谷地域の自然利用のために遊歩道を設けて他の観光地域と結んだり、それに沿って歩くことにより自然と接しさせたりするような観光開発計画である。したがって開発にあたって拠点の施設を計画すると共にそれらの施設をとりまく自然景観を保護する計画である。利用として他ブロックとの周遊性を考える、特に日帰り観光レクリエーション形態を主とするものとする。(図-7 参照)

V-2-2 交通計画

(1) 道路

丹生谷地域に入るルートは高知方面から、あるいは小松島市、阿南市から入り込んでいる国道195号線である。このルートは、道路開発が困難な対象地域を通過している唯一の幹線道路で、現在、丹生谷地域から木材等の送り出し、地域住民の外にぬけ出る通路でもある。そして、高知方面から徳島市、小松島市、阿南市への、あるいは逆方面からの物資を輸送する重要なルートでもある。今後の丹生谷地域の観光レクリエーション施設利用客の主要なルートでもある。他のルートについては崖ぶちのガードレールの整備、舗装、巾員等の問題がある。これらの道路は今まで地域住民が木材を搬出したり、外出したりするだけのために多く利用されていたが今後の観光レクリエーション開発にあたって利用率が高くなる

ものと考えられることから整備拡大が望まれる。

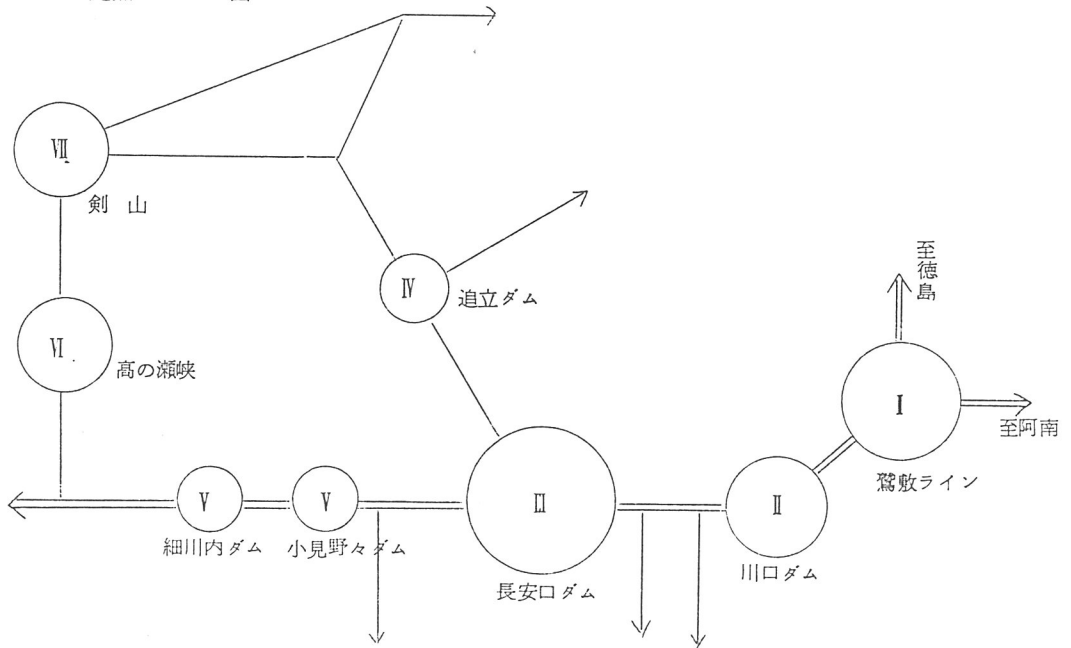
広域的には鳴門架橋の開通により大阪、兵庫方面からドライブによる需用が見込まれることから図6の如く各観光ブロックの拠点を結ぶルートの整備計画をしなければならない。

② バス路線

現在のバス便数は鷺敷町の14便/日を除いて6便~1便/日できわめて少なく、住民の足不足であると共に鉄道によって丹生谷地域に入り込む場合にも不便を来している。観光レクリエーション客のためにもバス路線の整備計画をはからなければならない。

また、鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市からも自動車道の整備計画と共にバス路線についても整備計画をはからなければならない。

図6 開発拠点パターン図



Ⅵ 丹生谷地域開発のスケジュールと 開発主体の検討

1 丹生谷地域開発手順

山村をめぐる条件の変化は高度経済成長をうけて極めて急激であり、その対応としては単に構造についての改善ばかりではなく土地資源の再検討をしなければならないことは先述の如くであるが丹生谷地域の将来（昭和50年、昭和60年）のビジョンを結びつけるものが開発手順、開発方法である。

開発の手順として、地域住民の生活水準の向上のために第1の目的として次のように考えた。

・第1期（昭和48年度～昭和50年度）

この時期は観光開発の準備段階である。実施しなければならない事項として

1. 自然環境の保護、保全等、観光開発のための調査、研究を行なう。
2. 地元産業の育成と新規事業に進出しうる経済力と事業経営能力の増進をはかる。
3. 主要地方道等の公共性の強い公共事業を実施する。
4. 産業基盤、生活基盤等の住民の福祉に関する基盤の整備をはかる。
5. 観光レクリエーションとなりうる場所を確保する。
6. 観光開発の事業体の形成と実施機構の編成をはかる。
7. 野外観光レクリエーション施設等比較的安い経費で利用度の高い施設を設ける。

・第2期（昭和51年度～昭和55年度）

観光開発のための準備段階を終り、開発段階となる。

1. 一般県道を整備する。
2. 各観光拠点のイメージをつくる施設の開発ならびに整備をはかる。
3. 主に住民の利用を主とした屋内レクリエーションセンターを建設する。
4. 基盤産業と関連性のある工場の設立をはかる。
5. 容易に利用できる宿泊施設を建設する。

・第3期（昭和56年度～昭和60年度）

この段階において丹生谷地域の多種多様な観光レクリエーション施設はほぼ整備され、近畿、中国、四国、九州方面から集まる多数のレクリエーション需要者を満足させる時期である。

1. 林道の整備をする。
2. 各種利用施設の配置を行なう。

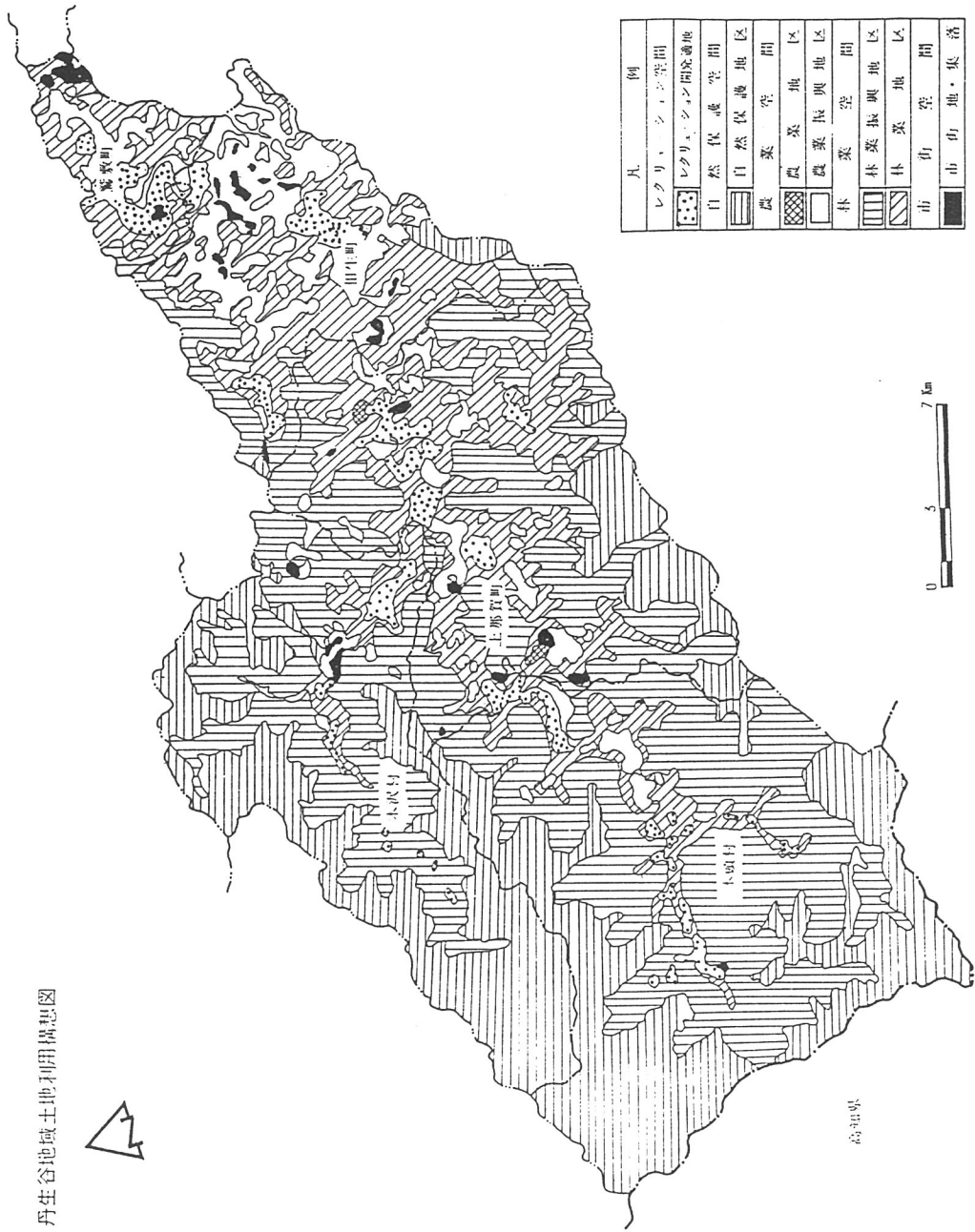
観光レクリエーション開発をスムーズに運営するにあ

たって開発のバランスは大事なことである。前述の各項が欠けたり、スムーズにゆかなくなったりすると計画を変更しなければならない場合も発生するし、計画の目的が全面的に変わる事態もありうる。基本的に公共の性格の強いものを優先させる。上位計画にのっているものを優先させる。開発が容易なもの、あるいはやりなおし、他への転用のきくものを優先させる等を考慮して、施設配置スケジュールを作成した。

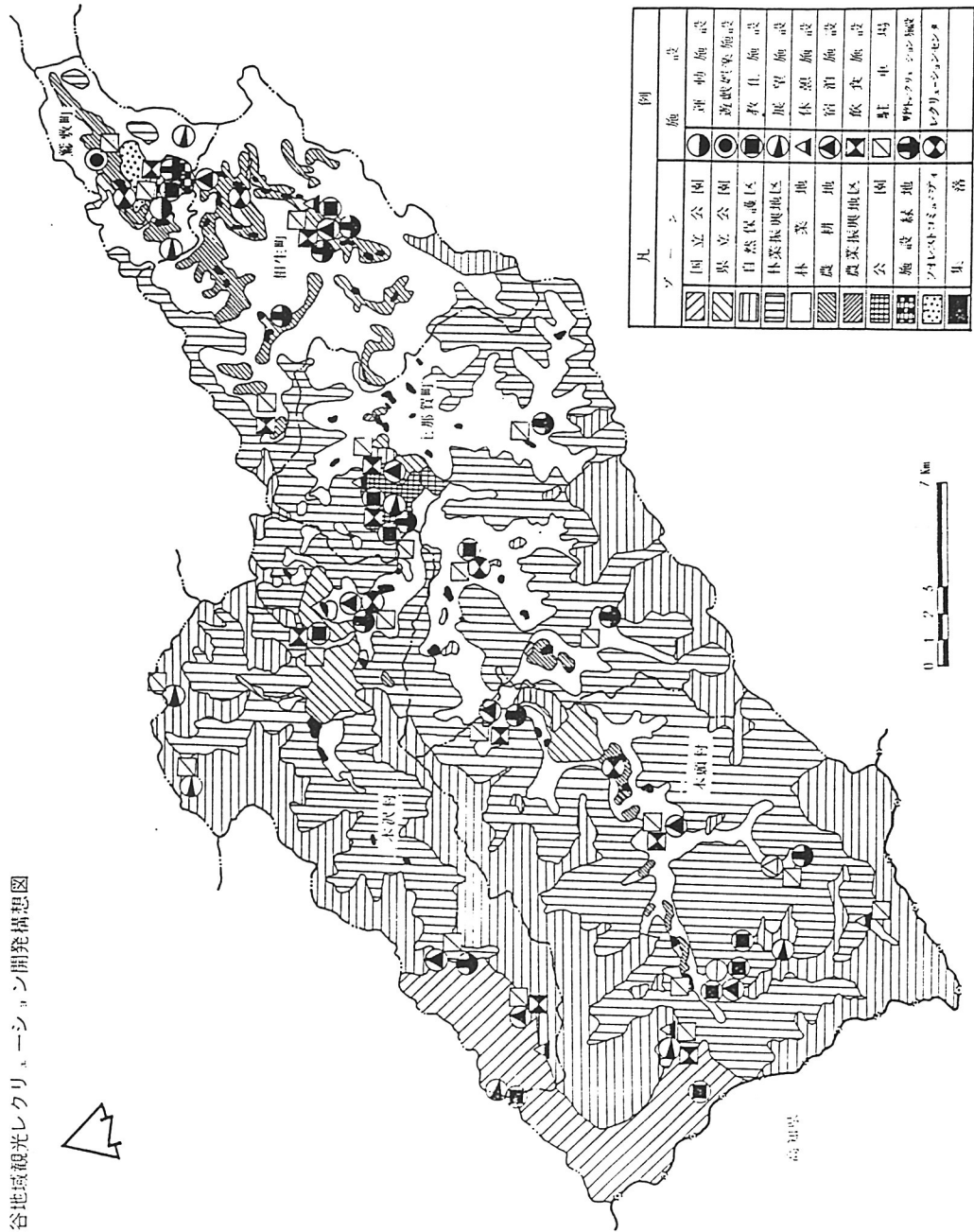
2 開発主体の検討

開発の指示、抑制をして観光開発を正しい方向に持ってゆかなければならない。それには事業計画の枠組の決定ならびに各種事業の調整センターの機能担当者として県および5町村があたなければならない。自然を利用した将来の観光需要は等差級法により算出すると昭和50年には現在の1.3倍、あるいは60年において2.7倍になることから、従来の行政機関や民間企業が別個に担当してきた開発では不充分であるために第3センターの開発機構（官民共同の開発機構）を編成することも必要である。丹生谷地域の場合は開発用地の提供者の移転替地等の問題は集落が少ないためそれほど生じないかも知れないが、観光レクリエーション開発を進めるうえで戦略的に重要な土地は同時に一括統一価格で取得しておくことである。さもなければ開発利益にアンバランスが生ずるし、開発の運営がスムーズに進行しなくなることがありうる。このためにはレクリエーション開発事業と並んで関連する諸公共事業についても同時に事業認定してしまい必要であれば土地収用もできるようにしておく必要がある。また、キャンプ場、バンガロー、山の家、フィッシングセンターのために第1期から供給が必要なものについては、現在の土地権者から組合を設立し、これに施設設置資金の融資をあっせんし、運営をまかせてもいいだろうし、開発会社または地方開発事業団が土地を賃借し、施設建設運営をしても良いであろう。

図1-5 丹生谷地域土地利用構想図



図一七 丹生谷地域観光レクリエーション開発構想図



引用参考文献

1. 国土総合開発審議会総合調整部会：
自然の中の余暇と再成のための空間構成
経済企画庁 昭和46年6月
2. 丸田頼一他：
徳島県阿北ブロック観光診断報告書
(社)日本観光協会 昭和45年3月
(社)日本観光協会 昭和45年3月
3. 丸田頼一：
観光レクリエーション計画と自然
地域開発 第79号 昭和46年5月
4. 丸田頼一：
生活圏の拡大と観光レクリエーション空間
観光 37号 昭和46年5月
5. 丸田頼一：
観光レクリエーション計画と自然生態系
観光 44号 昭和47年7月
6. 丸田頼一他：
徳島県丹生谷地域観光開発基本計画調査報告書
(社)日本観光協会 昭和48年3月
7. 横山光雄：
広域土地私用計画における生態学的秩序
地域開発 第79号 昭和46年5月

モデル農村計画

……………は、おまかせ下さい。

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスタープラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作業できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

太陽コンサルタンツ株式会社

東京都新宿区四ツ谷三丁目五(不動産ビル)

(TEL) 03-357-6131

取締役社長 山崎不二夫

農村計画研究部会規約

昭和50年度役員名簿

(昭和49年7月11日より)

名称

1. この部会は農村計画研究会と称する。

目的

2. この部会は農村計画・農村整備に関する研究、技術の発展および部会員間の研究交流に寄与することを目的とする。

事業

3. この部会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - 1) 共同研究
 - 2) 研究発表会、研究討論会および見学会などの開催
 - 3) 関連学会、関連機関との研究・技術交流
 - 4) 研究資料の収集・配布
 - 5) その他

所属・会員

4. この部会は農業土木学会に所属し、その学会員をおもな構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役員

5. この部会には次の役員をおく。部会長1名、幹事若干名、うち数名は常任幹事とする。なお、役員任期は2年とし再任を妨げない。
役員を選任は総会で行なうことを原則とする。

経費

6. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担ならびに寄付金によつてまかなう。

入退会

7. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡すること。

解散・規約改正

8. この部会の解散およびこの規約の改正は、会員の3分2以上の承認を得て行なうことができる。

事務所

9. この部会の事務局は、京都市左京区北白川追分町
京都大学農学部農業工学教室、農地計画学研究室に置く(昭和49年8月以降)

- | | | |
|---------|--------|-----------------|
| 1. 会長 | 太田 更一 | 元岐阜大学教授 |
| 2. 幹事 | 青木 志郎 | 東京工業大学(農村建築) |
| 〃 | 石光 研二 | 農林開発企画委 |
| 〃 | 浦 良一 | 明治大学(農村建築) |
| 〃 | 小出 進 | 宇都宮大学 |
| 〃 | 白井 義彦 | 岩手大学(農業地理) |
| 〃 | 新沢 嘉芽統 | 元東京大学教授 |
| 〃 | 中川 昭一郎 | 農業土木試験場 |
| 〃 | 中川 稔 | 農林省構造改善局 |
| 〃 | 西口 猛 | 京都大学 |
| 〃 | 華山 謙 | 東京工業大学 |
| 〃 | 増本 新 | 農林省中四国農政局 |
| 〃 | 丸田 頼一 | 日本大学農獣医学部(造園) |
| 〃 | 武藤 一夫 | 新農村開発センター |
| 〃 | 森野 一高 | 筑波大学農林工学系(農業施設) |
| 〃 | 山本 敏 | 国土庁、農林整備課 |
| 〃 | 和田 照男 | 東京大学(農業経済) |
| 〃 | 須田 康夫 | 農林省構造改善局 |
| 3. 常任幹事 | 大橋 欣治 | 農林省大臣官房 |
| | 北村 貞太郎 | 京都大学 |
| | 笹野 伸治 | 農業土木試験場 |
| | 佐藤 洋平 | 東京大学 |
| | 長島 守正 | 日本大学 |

昭和48年度活動経過

48. 7. 6 常任幹事会（於農村開発企画委員会）
48. 7. 25 第6回幹事会（於岩手大学農学部）
1. 部会長の交代について
農士試出口勝美氏→岐阜大学太田更一氏
 2. 幹事の交代と追加について
 - 交代；新農村開発センター 今岡 浩氏→武藤一夫氏
 - 追加；青木志郎氏（東京工業大学）丸田頼一氏（日本大学）
 3. 事務局の交代について
 - S49年3月迄農士試。以後交代する。
 4. 会計年度の区切りについて
 - 従来の5月28日を3月31日とする。
 5. 部会誌発行の経緯報告
 6. 山王海地区現地検討会（第4回研究集会）の具体案
 7. S48年度の活動方針
 - 部会誌4及び5号発行、秋には第5回研究集会
 8. S48予算案の検討
48. 7. 25. 研究部会第3回総会（於岩手大学農学部）
1. S47活動経過と会計報告
 2. S48活動方針と予算案
 3. 役員の交代
48. 7. 25 第4回研究集会
1. S48学会全国大会における発表論文に関する総括報告と討論。総括報告者 京都大学北村貞太郎氏
48. 7. 25～26 山王海地区現地検討集会
（於岩手大学農学部及び山王海土地改良区、参加52名）
1. 山王海地区概要について（7月25日）
東北農政局計画部技術課長 荒井利之氏
 2. 山王海地区内モデル地区の整備計画概要について（7月25日）
岩手県農政部構造改善課
課長補佐 佐々木亀寿氏
 3. 山王海地区現地見学（7月26日）
岩手県紫波郡紫波町志和のCゾーンを中心にマイクロバス2台で巡回。
 4. 現地検討会（7月26日）
山王海土地改良区会議室において、山王海土地改良区咲山理事長他志和農協、紫波町役場、岩手県庁、東北農政局、等の関係者をまじえて討論
- 48.11.28～29 第5回研究集会（於農業土木会館、参加64名）
テーマ 「農村における土地利用」
詳細は部会誌第4号参照
- 48.11.28 第7回幹事会（於農業土木会館）
1. 幹事の追加
浦 良 一氏（明治大学）
森 野 一 高氏（筑波大学）
和 和 田 照 男氏（東京大学）
 2. 第4号及び5号部会誌の編集方針討議
 3. S49学会全国大会の際の研究集会及び現地討論集会
 - 現地見学を兼ねた討論集会は今回は行なわない
 4. 研究グループによる共同研究の企画
 - 具体案は常任幹事会で検討する
 5. 寄付金及び会費について
 - S49年度は現状のまま（20,000円/口/年及び1,000円/人/年）とし寄付金の口数をふやす努力をする
49. 2. 2 常任幹事会（於農村開発企画委員会）

部 会 員 名 簿

(昭和49年6月15日現在)

総 数 318名

その内訳は

農業土木学会員	226
非農業土木学会員(○印)	92
行政機関所属	123
大学および研究機関所属	90
コンサルタント等所属	83
そ の 他	22

氏 名	所 属	氏 名	所 属
〔北海道〕			
大西 英夫	北海道開発局旭川開発建設部	近江 隆	○東北大学工学部建築学科
金森 信夫	北海道開発局帯広開発建設部	塩谷 勝	宮城県農業短期大学
佐々木寅雄	北海道開発局稚内開発建設部	〔秋田県〕	
佐々木正剛	○北海道農地開発部耕地整備課	佐藤 喬夫	○秋田県立西目農業高等学校
竹内 一重	北海道開発局農業水産部	鈴木 昂	秋田県立西目農業高等学校
谷口 建	専修大学美唄農工短大	中沢 功	八郎潟新農村建設事業団工務部施設課
畑山 英夫	北海道開発局札幌開発建設部	吉尾 武	秋田県立西目農業高等学校
古沢 哲朗	あさひ測量設計社	安保 文夫	秋田県立農業短期大学
古谷 将	帯広畜産大学農業工学科	〔福島県〕	
横田昌治郎	北海道開発局稚内開発建設部	森 学	東北農政局雄国山麓開拓建設事業所
松本 智	○ " "	大塚 庄徳	" 安積疏水農業水利事業所
塚本富士夫	" "	〔茨城県〕	
赤城 維芳	北海道開発コンサルタント	川田 弘二	茨城県農地部
中原 寿夫	" "	佐野 文彦	茨城大学農学部
窪田 捷洋	" "	高橋 貞三	関東農政局高浜入干拓建設事務所
小林 正皓	" "	齊藤 澄夫	茨城県下館土地改良事務所
梅田 安治	北海道大学農学部	〔栃木県〕	
日高 基善	北海道開発局農業水産部	井上 隆昭	○農林省草地試験場
鈴木 賢	○ " 稚内開発建設部	上野 武二	栃木県農務部
小笠原弘明	北海道農業近代化コンサルタント	小出 進	宇都宮大学農学部農業開発工学科
坂本 宜美	農地開発機械公社北海道支社	塩谷 哲夫	農林省草地試験場
〔岩手県〕			
白井 義彦	岩手大学農学部農業土木学科	谷山 重孝	関東農政局那須野原開拓建設事業所
瀬能 誠之	" "	中根 豊郎	" "
浪瀬 信義	" "	中村 恵一	○農林省草地試験場草地計画部
〔宮城県〕			
浅原 辰夫	東北農政局建設部	清水 正友	○宇都宮大学農学部
壺岐 国男	" "	堀井 潔	○ " "

氏名 所 属
 島山 信昭 ○宇都宮大学農学部
 (埼玉県)
 大久保和夫 埼玉県加須土地改良事務所
 中川弘三郎 埼玉県農林部農業水利課

(東京都)
 秋月 勲 日本技術開発株式会社
 東 正則 ○工学院大学建築学科
 穴瀬 真 東京教育大学農学部農業工学科
 安部 征雄 //
 荒木 甚幸 関東農政局建設部水利課
 石光 研二 農村開発企画委員会
 井上 義隆 日本技術開発株式会社水工部
 今岡 浩 太陽コンサルタンツ
 江口 敏雄 日本技術開発株式会社水工部
 大田 喜博 ○日本大学
 大伴 寛 国際航業株式会社設計部5番町分室
 大橋 欣治 農林省構造改善局計画部技術課
 岡本 雅美 東京大学農学部農業工学科
 荻原 正三 ○工学院大学建築学科
 奥原 功二 国際航業株式会社設計部5番町分室
 角谷 晃 日本技術開発株式会社水工部
 笠井 利之 海外技術協力事業団開発調査部実施課
 勝原 文夫 ○国立国会図書館調査立法審査局国土交通
 調査室
 金子 良 日本大学農獣医学部農業工学科
 川上 二郎 東洋スプリンクラー株式会社
 北村 典雄 ○日本技術開発株式会社
 喜田 美登 ○農業技術研究所経営土地利用部
 北島 明治 日本技術開発株式会社水工部
 久野 英昭 ○国際航業株式会社設計部5番町分室
 黒田 昭 東京大学農学部農業工学科
 鯉淵彌惣次 日本技術開発株式会社水工部
 後藤 晃 //
 佐藤 憲 //
 佐藤 志郎 ○国際航業株式会社設計部5番町分室
 佐藤 瑞夫 新農村開発センター
 佐藤 洋平 東京大学農学部農業工学科
 椎名 乾治 太陽コンサルタンツ株式会社
 篠原 隆治 ○農業技術研究所経営土地利用部
 島津 義満 東日本建設業株式会社
 志村 博康 東京大学農学部
 下河辺千恵子 ○農業技術研究所経営土地利用部
 新沢嘉芽統 元東京大学農学部

氏名 所 属
 鈴木 福松 ○農業技術研究所経営土地利用部
 関尾 憲司 ○太陽コンサルタンツ株式会社技術部
 瀬戸 正雄 ○日本大学農獣医学部
 武井 昭 ○農業技術研究所経営土地利用部
 田島 幸市 ○新農村開発センター
 田辺 義和 日本技術開発株式会社水工部
 田野崎園夫 パシフィック航業株式会社
 恒村 則之 ○日本技術開発株式会社総合計画部
 手嶋 勝 農林省構造改善局整備課
 内藤 利貞 東京教育大学農学部農業工学科
 長島 守正 日本大学農獣医学部農業工学科
 中田 昌卯 東京農工大学農学部農業生産工学科
 長林 文夫 ○日化エンジニアリング株式会社
 中村 茂樹 ○早稲田大学理工学部建築科
 丹羽 豊隆 内外エンジニアリング株式会社技術部技
 二課
 長谷川宏二 ○農業技術研究所経営土地利用部
 華山 謙 東京工業大学工学部社会学科
 広瀬 武夫 ○農業技術研究所経営土地利用部
 藤本 信義 ○東京工業大学工学部建築学科
 増本 新 農林省構造改善局整備課
 松井 健 地域開発コンサルタント
 松下 修三 ○日本技術開発株式会社
 松村 洋夫 東京大学農学部農業工学科
 南 侃 ○農業技術研究所経営土地利用部
 武藤 一夫 新農村開発センター
 森 恵 日本技術開発株式会社水工部
 森下 誠二 関東農政局計画部技術課
 山崎 昭彦 日化エンジニアリング株式会社
 山崎不二夫 太陽コンサルタンツ株式会社
 山本 勝彦 ○日本技術開発株式会社水工部
 山本 敏 農林省構造改善局技術課
 山本 裕司 日本技術開発株式会社水工部
 横山 光雄 ○日本大学農獣医学部造園学研究室
 吉田 健 八千代エンジニアリング株式会社技術部
 部第二技術室
 和田 保 農業土木技術研究所
 和田 照男 ○東京大学農学部
 望月 由三 太陽コンサルタンツ株式会社
 中島 哲生 農林省構造改善局水利課
 柳 次郎 ○農林省林業試験場経営部
 浦 良一 ○明治大学工学部
 石黒 則義 ○全国農業構造改善協会
 丸田 頼一 ○日本大学農獣医学部
 中川 稔 農林省構造改善局設計課

氏名	所 属
吉田 良和	農林省構造改善局企画調整室
青木 志郎	○東京工業大学建築学科
岡島 基吉	○全国農業構造改善協会
井手 久登	○東京大学農学部(園芸第2)
岡本 純忠	日本技術開発株式会社水工部
黒須 靖	農林省構造改善局開発課
木下 圭紹	○全国農地保有合理化協会
楠本 侑司	○農村開発企画委員会
石岡 道也	○太陽コンサルタンツ株式会社
中島 均	農林省関東農政局設計課
片岡 泰三	〃 構造改善局技術課
鈴木 重義	東京農工大学農学部
和田 忠	○全国農業構造改善協会
杉原 文秀	○国際航業株式会社
田村 文雄	日本技術開発株式会社水工部
川口 武	〃
高橋 洋二	〃
山崎 日郎	〃
和田 淳	○日本大学農獣医学部
紙井 泰典	農林省関東農政局東京施工調査事務所
藤井 克昭	○東京都立大学建築工学科
中崎 茂	○地域開発コンサルタンツ
水谷 正一	○東京大学農学部農業工学科
小沢軍次郎	パシフィックコンサルタンツ
中村 達雄	〃
井奈 時彦	〃
谷畑 実	〃
松平 孝	○全国農業構造改善協会
太田昇之助	○
富樫 覚悟	○
西村 瑞男	○
藤田 孝	パシフィックコンサルタンツ
佐藤 昌	○都市計画研究所
田中 義朗	農村開発企画委員会
寺内幾三郎	農林漁業金融公庫
〔千葉県〕	
菅原 宏一	千葉県立成田農業高等学校
関口 有方	千葉大学園芸学部
田中 研一	関東農政局利根川水系農水調査事務所
山崎 忠雄	○千葉大学園芸学部造園学科
〔神奈川県〕	
岩田 信	横浜市政府都市開発局開発事業部
笹野 伸治	農業土木試験場土地改良部

氏名	所 属
田村 文彦	(財)神奈川県農業公社
出口 勝美	農業土木試験場長
中川昭一郎	農業土木試験場企画連絡室長
吉田元三郎	〃 土地改良部
熊沢 茂	神奈川県立吉田島農林高校
大井 節男	農業土木試験場土地改良部
〔新潟県〕	
安藤 斌	新潟県農地部
川内 弘	新潟市役所農地課
小竹 秀雄	○新潟県農業試験場基盤整備課
橋本 良材	○
眞壁 良治	新潟県農地部農地整備課
三沢 真一	新潟大学農学部農業工学科
渡辺 秀	新潟市役所農地課
飯島 道夫	新潟県農地部
鈴木嘉一郎	○農林省北陸農政局信濃川水系調査事務所
白倉 治一	○新潟県農業試験場
〔長野県〕	
木村 和弘	信州大学農学部
三田村 強	農林省草地試験場山地支場
〔富山県〕	
浦上 富雄	富山県農地林務部ほ場整備課
〔石川県〕	
岸本清次郎	○北陸農政局能登土地改良調査事務所
久保 義弘	農林省北陸農政局建設部
〔愛知県〕	
伊勢野大蔵	三裕コンサルタンツインターナショナル技術部
入矢 狷介	〃
門脇 達	〃
黒田洋一郎	〃
宮崎 泰	〃
吉田 昌弘	日本水工コンサルタント名古屋出張所
吉野利広	東海農政局建設部設計課
横井 敏雄	三裕コンサルタンツインターナショナル技術部
横井 善保	若鈴コンサルタンツ
沢 要二	〃
竹井 正矩	〃
倉田 一天	○若鈴コンサルタンツ
近藤 洋司	愛知県農地部
大川 享	〃
坪井 武	東海農政局矢依川第2農水事業所
河野 芳樹	〃 農尾用水第2期農業水利事業所
小沼 邦彦	三裕コンサルタンツインターナショナル

氏名	所 属
森田 勝	東海農政局木曾川水系調査事務所
山本 勝三	東海農政局設計課
土井不二夫	○若鈴コンサルタンツ
森下 正則	○ "

〔岐阜県〕

内田日出夫	岐阜県岐阜土地改良事業所
太田 更一	元岐阜大学農学部
木村 英夫	岐阜県農政部
粟山 誠之	"
桑原 信男	岐阜県農務部農政企画課
関哉 信夫	岐阜県農政部農地計画課
田中 史朗	"
野崎 春磨	岐阜県大垣土地改良事業所
野々垣 照	岐阜県農地計画課
早川雅太郎	○恵那土地改良事業所
八木 義隆	岐阜県農地計画課
渡辺 洋	"
高田 信義	"
小島 輝男	"
三塚 陵夫	"
棚橋 康二	"
加藤 正彦	岐阜県岐阜土地改良事業所
原田 豊	" 大垣土地改良事業所
小森 時雄	岐阜県郡上土地事業所
飯田 久穂	○ " 可茂土地改良事業所
伊藤 武昌	" 恵那土地改良事業所
土方六須夫	" 土岐県事務所
原田 勝男	" 飛騨県事務所
森 八郎	岐阜県郡上県事務所
佐藤 政良	岐阜大学農学部
佐々木四郎	岐阜県恵那土地改良事業所
宮崎 治市	岐阜県伊奈波土地改良事業所
谷村 茂	○岐阜県農地計画課
青木 元昭	岐阜県大垣土地改良事業所
三島 正一	岐阜県郡上県事務所
安江 淳	" 農地建設課
土改協会	○岐阜県加茂県事務所内
土改協会	○ " 恵那県事務所内

〔三重県〕

長田 昇	三重大学農学部
増井 正	若鈴コンサルタンツ三重支店

〔滋賀県〕

北居仙之助	○北居設計株式会社
富田 正彦	滋賀県立短期大学農学部

氏名	所 属
広瀬 威士	○北居設計株式会社
広島 典子	○北居設計株式会社

〔京都府〕

有田 博之	京都大学農学部農業工学科
今井 敏行	京都大学農学部農業工学科
牛野 正	京都大学農学部農業工学科
小原 敏男	○近畿農政局計画部資源課
北村 貞太郎	京都大学農学部農業工学科
小島 正樹	京都大学農学部農業工学科
小林 豊長	若鈴コンサルタンツ関西支店
佐藤 和美	近畿農政局建設部設計課
谷本 寿男	京都大学農学部農業工学科
中島 英夫	若鈴コンサルタンツ関西支店
中原 哲彦	京都府洛西湛水防除事務所
中村 安之	京都府農林部耕地課
西口 猛	京都大学農学部農業工学科
藤田 武男	近畿農政局北淡路開拓建設事業所
平子 祥明	○ " 計画部計画課
松尾 和重	" 開発課
美馬 孝明	○ " 計画部技術課
吉岡 英彦	元内外エンジニアリング
渡部 礼一	近畿農政局京都施工調査事務所
西川 義彦	内外エンジニアリング
後藤 兵作	近畿農政局淀川水系調査事務所
中川 泰男	近畿農政局設計課
寒川 国彦	○内外エンジニアリング
青山 治	○ "
清瀬 秀造	○ "
頼 平	○京都大学農学部(農業経済)

〔大阪府〕

小川地 進	○日化エンジニアリング株式会社
-------	-----------------

〔兵庫県〕

石田 陽博	神戸大学農学部農業土木学教室
井上 健一	加古川西部農業水利事業所
畑 武志	神戸大学農学部
今村 藤三郎	加古川西部農業水利事業所
古屋 修	近畿農政局淀川水系調査事務所
辻 昭治	○神戸市役所
坪倉 和雄	近畿農政局加古川西部農業水利事業所

氏名	所 属
(山口県)	
中村 英利	萩土地改良事務所
(岡山県)	
高橋 強	岡山大学農学部農業工学教室
(愛媛県)	
佐藤 晃一	愛媛大学農学部農業工学科
中村 忠春	"
西岡 栄	"
吉田 良治	徳島県農業大学
森下 一男	香川大学農学部
(佐賀県)	
岡 晃	農業土木試験場佐賀支場
(長崎県)	
井上 自然	九州農政局長崎南部地域総合開発調査事務所
西井 武夫	"
(宮崎県)	
井上 清敏	宮崎県農業振興課
岩切 久義	"

氏名	所 属
岡本 暢夫	○宮崎県農業振興課
鬼束 和人	○宮崎県耕地課
栗林 洋嗣	"
黒岩 一夫	"
黒田 昭	宮崎県耕地課
児玉 忠	宮崎県耕地課
坂上 富夫	"
高須 俊行	宮崎県農政水産部長
谷口 忠俊	宮崎県耕地課
未永 重遠	宮崎県耕地課
長友 要	" 耕地課
中嶋 康行	○宮崎県農業振興課
森田 実	宮崎県耕地課
山下 博	○ "
山口 富郎	○宮崎県農業振興課

(福岡県)	
阿部 雅雄	内外エンジニアリング株式会社福岡支社
田中 明	○九州大学農学部
山口 正徳	内外エンジニアリング株式会社福岡支社
黒田 正治	九州大学農学部

地域計画の総合調査および

コンサルティング

40余地域におよぶ地域計画立案の実績をもって、地域の特色を生かしたまちづくり・むらづくりの御協力をいたします。

土地利用・住民生活などが、その地域においてどうあるのがよいのか、住民と行政体と事業体とが話し合いのできるまちづくりの素材(計画案)を提供します。

人口予測	土地利用計画
住民意向調査	交通網計画
地域経済構造分析	集落整備計画
地域福祉計画	観光リクリエーション計画
保健・衛生計画	財源開発計画
生活環境計画	行政組織計画
自然保全計画	

その他地域計画に関連する一切の調査・解析・計画

株式会社 **都市総合研究所**

東京都千代田区隼町 2-18 半蔵門浅井ビル
電話 (03)-264-5501(代)



自然地域の調査・研究・計画
都市林の設計
森林・山岳・農山村域の設計
都市環境の調査・研究計画
—近郊都市域総合計画・都市域（地下街、都市広場、景観調査計画、緑地ネットワーク）
環境の基礎的調査・研究・計画
—水関係・植物土壌関係
特殊施設の設計
—都市公園・特殊公園・キャンパス・道路・流通センター

株式会社 環境事業計画研究所

京都研究所(本部) 京都市中京区蛸薬師塚町上ル みよいビル2F PHONE 075-221-1017
大阪研究所(支部) 大阪市東区内淡路町2-6 恵口ビル4F PHONE 06-942-4577

農村計画全般

——基本構想・調査計画設計——

ミドリ開発設計株式会社

取締役社長 大下 直次郎
専務取締役 二井岡 広
取締役設計部長 大橋 正道

本社 〒615 京都市右京区西京極町ノ坪町19
075-(311)-2400(代表)
広島出張所 〒730 広島市千田町2丁目11-23
0822-(41)-8980

三祐で あなたの土地が よみがえる

- 各種産業開発計画についての
コンサルティング並にこれに伴う
企画、設計、施工監理業務
- 各種産業開発計画に
ついて委嘱を受け
てする研究並に
これに関する
資料提供
- その他、以上に附帯する業務

土と水をデザインする

株式会社 **三祐コンサルタンツ**

本社・名古屋市中区錦2丁目15番22号協銀ビル

TEL. 201-8761(代表)

東京支社・東京都中央区八重洲4丁目3番地大和銀行新八重洲口ビル

TEL. 274-4311(代表)

☆ **MAC** 計画研究所は

事業計画の企画・立案から、計画の実施段階までの
トータルシステムコンサルタントです。

I 調査・企画業務

- (1) 土地利用計画及び立地選定に関する調査・研究
- (2) 地域計画・都市計画・農村計画・建築計画・公園緑地計画・環境保全計画に関する調査・研究
- (3) 商業施設の整備計画及び流通機構の分析に関する調査・研究
- (4) 余暇問題・レクリエーション問題に関する調査・研究
- (5) 環境緑化に関する調査・研究

II 計画・設計業務

- (1) 建築計画・公園緑地計画に関する計画・設計業務
- (2) 住宅団地・工業団地・流通団地に関する計画・設計業務

III EDPシステムコンサルタント業務

- (1) ソフトウェア部門におけるシステム開発
- (2) 科学技術計算 プログラミング
- (3) データファイル及び、データ分析

株式会社

MAC 計画研究所

名古屋市中区丸の内二丁目10の11

桜井オレンジビル401

TEL (052) 211-5213・211-4760



建設コンサルタント

営業種目

河川総合開発・発電水力各種ダム・道路・橋梁・上下水道・空港・港湾・都市計画・宅地造成・農業水利・工業用水の計画・測量・設計・施工監理、地質調査・地すべり総合調査解析、水利模型実験、土質試験

日本工営株式会社

代表取締役会長	久保田 豊
代表取締役社長	橋本敏男
代表取締役副社長	池田紀久男
常務取締役 コンサルタント 第一事業部長	谷口敏雄

本社(本館)	東京都千代田区内幸町2-1-11	☎ 03(502) 7571(代)
(別館)	東京都文京区湯島1-6-7	☎ 03(812) 1151(代)
※業の系第二別館	東京都文京区湯島2-12-5(湯島ビルド)	☎ 03(816) 3461
技術研究所	埼玉県東松山市松山小松原砂田2960	☎ 04932(23) 1300(代)
東北支店	仙台市上杉1-6-30(第一千葉ビル)	☎ 0222(27) 3525(代)
札幌事務所	札幌市中央区北4条西4-1(日興証券ビル)	☎ 011(281) 2048
大阪営業所	大阪市浪速区北高岸町18-5(辻本第3ビル)	☎ 06(633) 7054
福岡支店	福岡市中央区赤坂1-6-15(日新ビル)	☎ 092(781) 3740
北陸営業所	金沢市鱒町59-11(北斗ビル)	☎ 0762(32) 3155
沖縄営業所	沖縄県那覇市字古波庫339-1(協和建設コンサルタント内)	☎ 0988(33) 3901
海外事務所	ソウル(韓国)、サイゴン(ベトナム)、ピエンチャン(ラオス)、ジャカルタ(インドネシア)、カトマンズ(ネパール)、コナクリ(ギニア)	

都市的文明への意識的無意識的反
発がはじまっている。

メガロポリスへの一方通行の彼方
に沈没することを欲しないならば
われわれは新しい農村—未来の計
画空間への道を模索しなければな
らない。

財団
法人 **農村開発企画委員会**

東京都千代田区神田駿河台1の2馬事畜産会館
TEL 294-8721(代表) 千 101

農業土木・新農村計画・上下水道
圃場整備・農道舗装・畑地かんがい の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



誠実・敏速

若鈴コンサルタンツ株式会社

本 社 名古屋市西区歌里町349番地
東 京 支 店 東京都港区芝浜松町1-1-16早野ビル
関 西 支 店 京都市中京区鞍屋町通丸太町下ル長栄ビル
三 重 支 店 津市広明町345-1
北 陸 連 絡 所 石川県金沢市横川町正200

TEL 052-501-1362
TEL
TEL 075-211-5408
TEL 0592-26-4101
TEL 0762-41-2494

農村計画事業はアジアで

激しく変動する最近の農業をめぐる情勢は特に日本列島改造論に関連して、新たな段階を迎え農村の再開発が強力に推進されようとしており、これが実現の手法として、水と人と土地条件の整備に時代に即応した新しい観点からの仕組みがいろいろと検討されています。

わがアジア航測㈱は業界の先駆者として時代の要請を先取りし逸早く航空写真・電算機など各種の情報機器を活用し情報の収集、分析から設計までについて関係専門技術者を強化して次の作業を一貫して行なっており、その成果は高く評価されております。

事業内容

1. 農業基盤整備事業 …………… 調査計画から設計まで
 - イ. 土地改良事業
かんがい排水 ほ場整備、農道整備、その他畑作振興など諸土地改良、農地防災
 - ロ. 農用地開発事業
農地開発、草地開発
 - ハ. 農村総合整備関係事業
農村総合整備パイロット事業・地域総合開発事業、緑農住区農住都市計画
自然休養村計画、農業団地計画
2. 農業構造改善事業
…………… 調査計画から設計まで
3. 水資源開発事業 …………… 調査から工事施工まで

アジア航測株式会社（農地事業部）

〒154 本社 東京都世田谷区弦巻5丁目2番16号

TEL (03) 429-2151 (大代表)

支店 札幌・仙台・前橋・東京・千葉・名古屋・大阪・広島・福岡



農村の近代化を創る コンサルタント

内外エンジニアリング株式会社

取締役社長 東京支社 常務取締役	清水 友三郎 大島 一志 大寺 内欣哉 村山 山薫	取締役社長 札幌支社 広島支社長 大津営業所長	宮崎 克巳 敦賀 敏夫 溪口 誠爾 馬場 正博
------------------------	------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

本社	〒601	京都市南区久世中久世町 2-1-0-3	TEL 075-933-5111 (代)
東京支社	〒104	東京都中央区八丁堀 4-2-2 (共同ビル新京橋)	TEL 03-552-6508 (代)
大阪支社	〒542	大阪市南区谷町 7-2-1 (新谷町第二ビル)	TEL 06-763-3551 (代)
福岡支社	〒812	福岡市博多区博多駅南一丁目 2-15 (事務機ビル)	TEL 092-43-2851 (代)
札幌支社	〒065	札幌市北区北 3 7 条西 4 丁目 2 9 3 (安田ビル)	TEL 011-751-2555
広島支社	〒730	広島市宝町 1 番 1 5 号 (宝町ビル)	TEL 0822-43-4581
大津営業所	〒520	大津市松本 2 丁目 2-2 (辻元ビル)	TEL 0775-24-6275

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント
基本構想, 調査, 計画, 設計

株式会社 新農村開発センター

取締役社長	小林 国司
常務取締役	小林 英作
総務部長	岡村 寛二
企画部長	原田 賢幸
営業部長	田島 幸市
計画部長	今岡 浩夫
設計部長	武藤 一夫
調査部長	佐藤 瑞夫

東京都渋谷区広尾 1 丁目 7-7 (広尾マンション二階)
電話 03 (409) 2521 (代表)

建設総合コンサルタント

測量・調査・計画・設計・工事監理



パシフィックコンサルタンツ

株式会社

取締役会長 白石 宗城

取締役社長 河野 康雄

技術者 530名 技術士78名 一級建築士8名 測量士64名
水工関係業務……農業計画, 農業土木, 灌漑排水, 圃場整備, 干拓, 河川
水源調査, 上下水道, 工業用水, ダム, 工鉦業廃水, 環
境整備, 電子計算機による水理解析

本社	東京都渋谷区神宮前2-8-2	〒150 電話(404)1111(大代)
札幌支店	札幌市北四条西四丁目 日興ビル	〒060 電話(221)4181
仙台支店	仙台市一番町2-3-20(第三日本オフィスビル)	〒980 電話(66)1175
名古屋支社	名古屋市中村区広小路西通り3-2(大商ビル)	〒450 電話(581)9681
大阪支社	大阪市東区南本町3-5 村田長ユーマンビル	〒541 電話(251)6761
福岡支社	福岡市舞鶴2-2-7 第二赤板門ビル	〒810 電話(74)1761
国外支社	ブラジル, イラク, アブダビ, クェート, インドネシア, フィリピン, タイ, マレーシア, 韓国,	

地域計画・建築研究所

代表取締役所長 三輪 泰司

地域計画に関する社会、経済および環境問題の調査、解析、研究なら
びに構想、企画、計画の策定

都市および都市施設の事業化計画ならびに管理運営計画の策定

土木、建築、造園等の構想、計画、設計、監理ならびにコンサルテー
ション

地域計画、住宅問題、建築計画等に関する資料、情報の収集ならびに
配布

本社事務所	京都市左京区下鴨上川原町69番地植物園電停前	TEL (075) 711-2161(代)
大阪事務所	大阪市東淀川区西中島町3丁目120番地中島ビル	TEL (06) 302-6121(代)
東京連絡事務所	東京都港区芝西久保明舟町14番地博友ビル	TEL (03) 591-0682

加入及び会費について

1. 会 費

年額1,000円(部会運営費、会報発行費などを考慮して決定、S49年度より2,000円に変更)

2. 加入申し込み方法

氏名、所屬、連絡先、学会員非学会員の別を明記の上、農村計画研究部会へ文書(振替用紙に記入も可)で申し込むこと。

3. 会費納入方法

現金書留または振替口座で農村計画研究部会へ送金のこと。(同一機関で数人以上部会員がいる場合には、なるべくまとめてご送金のこと。)

4. 農村計画研究部会の所在地は下記の通り(S49年8月以降)

606 京都市左京区北白川追分町 京都大学農学部
農業工学教室農地計画学研究室
TEL 075 751-2111(内6159)
振替 京都 33983

編 集 後 記

おかげさまで何とか発刊にこぎつけることができました。当初の予定より大巾に遅れましたことを深くお詫び致します。印刷費の大巾な高騰、会費等の未納による資金不足、事務局の人手不足、原稿の集まりの遅れ等々に悩まされた多難の第5号でしたが、これでどうか責任を果たすことができました。御多忙中から執筆頂いた投稿者各位には深く感謝いたします。昭和46年5月の研究部会発足以来3ケ年間私共農土試が事務局を担当して来ましたが、今後は京都大学にバトンを渡すこととなります。この3年間行届かぬことばかりでしたがともかくも事務局一同一生懸命にやりました。今後の発展と次期事務局の御健闘を祈って引継ぎをします。

農村計画に関する研究もこれからが本当に苦しい時期に入っていくことと思います。樹を見て森を見失うことも、森のみを見ながら足が宙にうくことも、森の中の他の道を歩いている人の姿を見失って一人で途方にくれることも、しばしばあることでしょう。お互いが手さぐりの日常の中で、この研究部会がささやかながら広大な森の中の「広場」としての役割を果たして行くことを願うものです。

(N・S記)

1974年7月30日 印刷

1974年8月1日 発行

発行者 神奈川県平塚市大原1-24

農業土木試験場土地改良部

環境整備研究室

農業土木学会農村計画研究部会

発行責任者 太田 更 一

替替口座 横浜13732

